

福智町告示第132号

令和5年第2回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年6月5日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

議事日程 (第1号)

令和5年6月9日 午前8時58分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 報告第1号 令和4年度福智町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第39号 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について
- 日程第8 議案第41号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第10 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第11 議案第44号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願について
- 日程第13 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 報告第1号 令和4年度福智町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第39号 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について

- 日程第7 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について
日程第8 議案第41号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第44号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願について
日程第13 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浦田 大介君 | 2番 | 森野 和彦君 |
| 3番 | 田寄みゆり君 | 4番 | 石谷 光信君 |
| 5番 | 橋本 騰馬君 | 6番 | 尾崎さつき君 |
| 7番 | 小松 繁信君 | 8番 | 木戸 勝正君 |
| 9番 | 朝部 壽君 | 10番 | 楠木 静則君 |
| 11番 | 堀江 政洋君 | 12番 | 沼口 富生君 |
| 13番 | 高津 鶴己君 | 14番 | 木村 幸治君 |
| 15番 | 日比生洋一君 | 16番 | 矢野 博文君 |
| 18番 | 皆川 高司君 | | |

欠席議員（1名）

- 17番 原田 幸美君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 森 めぐみ | 係長 | 野見山秀嗣 |
| 書記 | 松井 健太 | | |

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	教 育 長	朝部 英晴
会計管理者兼出納室長	森野 道正	総務課長	長野 士郎
まちづくり総合政策課長	木村貴代美	税務住民課長	山本 一博
高齢障がい福祉課長	八代 賢一	人権推進課長	福高 教晃
健康子育て支援課長	小松 卓美	建設課長	竹下 靖
農政課長	白石 輝彦	住宅課長	前川 司
診療所事務長	守田裕一郎	学校教育課長	田中 智和
生涯学習課長	澤井 秀孝	防災管理・管財課長	若林 友克
代表監査委員	田丸 孝司		

午前8時58分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。開会前ではございますが、クールビズを10月末まで実施することになっていますが、本会議、議事堂におきましては、ネクタイ、上着着用の正装でお願いいたします。なお、委員会等におきましては、ネクタイ、上着の着用はしなくてよいこととしております。また、マスクを着用している方は発言時にはマスクを取って、マスクを着用している方は発言時にはマスクを取って発言してください。執行部も議会と同じ対応をされるよう、お願いします。

それでは、ただいまより令和5年第2回福智町議会定例会を開会いたします。

本日は、本日の出席議員、欠席議員を報告いたします。原田議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。

それでは町長、挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日は令和5年第2回福智町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御参集くださいまして誠にありがとうございます。

さて、今回の提出議案は、報告が1件と、議案第39号から議案第44号までの6議案でございます。

議案の内訳は、条例の制定及び整備が2件、条例の一部改正が1件、令和5年度補正予算が3件でございます。

詳しいことにつきましては、その都度、御説明申し上げますので、慎重なる審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程につきましては、去る6月5日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日定例会の会議録の署名議員は、3番、田寄議員、4番、石谷議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

第2回定例会の会期は、6月9日から6月21日までの13日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第2回定例会の会期は、本日から6月21日までの13日間と決定しました。

一般質問通告書は、6月14日水曜日午後3時までとなっております。お間違いのないよう、お願いします。事前、事前に通告は分かるものは早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告。

まずは、議長報告ですが、私が出席した会議等につきましては、回覧をもちまして報告とさせていただきます。

次は、町長報告を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは、町長報告をさせていただきます。報告は4件でございます。

1件目は、電力、ガス、食料品等、価格高騰重点支援地方交付金による非課税世帯給付金事業についてでございます。本事業につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等について、1世帯当たり3万円の給付を行う事業でございます。しかしながら、令和5年度の住民税額は今月確定し、ようやく給付に向けた準備を開始したところでございます。給付の開始時期につきましては、7月中旬以降の予定であり、まだしばらく時間がかかる状況でございますが、なるべく早く、生活困窮者の皆様へ、給付を完了させるよう取組を進めてまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、2件目は、町民の皆様へ毎月お配りしている広報紙全戸配布についてでございます。現在、行政区長、行政組長の協力を賜り、広報紙を配布していただいておりますが、行政区、

未加入未加入世帯には配布されていないこともあり、喫緊の課題でございました。広報紙は全ての町民の皆様へお伝えすべき情報、すべき情報をお届けする最も重要な情報手段の選択、伝達でございませぬ。民間業者委託による全戸配布を実施することといたします。これから、委託業者と確実に配布するための準備調整を行いまして、早ければ10月号から全戸配布を開始できるよう努めてまいりますので皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、3点目は、高齢者支援対策についてでございませぬ。このたび、町長選挙において、町内のあらゆる地域を歩き、町民の皆様の声聞く機会がございましたが、特に高齢者の方々から、物価高騰により、生活が厳しいという意見を数多くいただきました。ウクライナ情勢の長期化により、物価高騰が続き、国においては、子育て世帯や非課税世帯などへの支援措置を進めているところでございませぬが、一方で高齢者に対しては、具体的支援策はない状況がございませぬ。そこで、令和5年度につきましては、福智町独自の高齢者支援策として、70歳以上の高齢者を対象に、1人当たり8,000円分の商品券を配布する予算計上を今回行っております。さらに、高齢者の通院や買物などの生活基盤となる交通手段に不便が生じている状況を踏まえ、70歳以上の高齢者に対し、1人当たり2,800円のタクシーチケットを配布し、高齢者への支援強化を図ってまいりたいと考えております。また、財源については、国から交付される地方創生臨時交付金を活用いたします。なお、商品券、タクシーチケットの配布時期については、10月以降を予定しております。

最後の4点目は、新型コロナウイルスワクチン接種会場の移転についてでございませぬ。3月定例会において御承認いただきましたコスモス保健センターの廃止により、今月より新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場を旧方城保健センターへ移転しております。今後、皆様に安心してワクチン接種をしていただけるよう取り組んでまいります。

以上をもちまして、町長報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 次は、各常任委員会報告及び特別委員会報告ですが、初議会以降、各常任委員会及び特別委員会は開催されていませぬので、報告はありませぬ。

次は、一部事務組合議会報告ですが、初議会以降、開催された議会のみ報告していただきます。下田川清掃施設組合議会報告を、小松議員。はい、小松議員。

○議員（7番 小松 繁信君） おはようございませぬ。下田川清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和5年第1回下田川清掃施設組合議会臨時会が、令和5年6月1日に開催されましたので報告いたします。

議案として、下田川清掃施設組合議会議長の選挙及び副議長の選挙、監査委員の選任が行われ、指名推選により、議長に私小松が、副議長に糸田町の仲島誠一氏、監査委員に木村幸治氏が選任

されました。

また、報告として、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例、個人情報保護法施行条例の制定の専決処分の承認について審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

なお、議決結果につきましては、必要に応じ、税務住民課にて参照願います。

以上、報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 以上で、一部事務組合議会報告を終わります。

次は、福岡県介護保険広域連合議会報告ですが、初議会以降開催されていませんので、報告はありません。

次は、監査報告を田丸代表監査委員。はい、田丸さん。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。

例月出納検査及び財務監査を3月27日、4月24日、5月25日に実施しました。

出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合しておりました。

続きまして、財務監査でございますが、各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされておりました。

続きまして、5月16日に建設課、住宅課、人権推進課、生涯学習課、防災管理・管財課の5課について、現場監査を実施いたしました。令和4年度の工事实施箇所を現地で確認した結果、適正に工事を完了していることを確認しました。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長及び教育長 施政方針

○議長（皆川 高司君） 日程第4、町長及び教育長 施政方針を行います。

初めに、黒土町長をお願いします。はい、黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） それでは、町長の施政方針、行わせていただきます。

令和5年第2回定例会におきまして、町政に臨む私の所信の一端と令和5年度の主要な施策の概要を申し述べ、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたび、町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援を賜り、引き続き町政の重責を担わせていただくことになりました。その使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。町民の皆様の負託におこたえすべく、町政のさらなる発展のため、全力を尽くす決意を新たにいたしましたところでございます。

1期目の4年間を振り返りますと、その大部分は、新型コロナウイルス感染症から、町民の皆

様の生命や暮らしを守り抜くための取組を最優先し、組織連携や政策連携を含め、その政策に尽力する日々でありました。これまでの間、町民の皆様、医療機関を初めとする各関係機関の皆様におかれましては、長きにわたる新型コロナ感染症との闘いに大智様々な御尽力、御協力をいただきましたことに深く感謝申し上げる次第でございます。

そのような中、財政基盤の脆弱な本町を稼げる町へとシフトできるよう、ふるさと納税におきまして、地域資源を生かした創意工夫等、特産品開発、まちの魅力の発信を積み重ねてまいりました。その結果、令和4年度の実績は、過去最多となる42億4,000万円を超える寄附額を達成し、自治体間競争に打ち勝つためのさらなる基盤強化へとつなげることが出来ました。

また、アフターコロナを見据えた基盤整備につきましては、観光庁採択事業として、地域資源の魅力を磨き上げる取組を包括協定を締結している日本航空株式会社（JAL）と連携して推進し、人事交流においても、JALや兄弟都市であります沖縄県中城村との相互人材派遣を実現しております。

さらに、プロフットサルチームボルボルクバレット北九州と、フレンドリータウン協定を結び、プロバレーボールチーム、カノアラウレアーズ福岡とホームタウン協定を締結し、子供たちを初め、町民の皆様にも勇気と感動、夢を与えるとともに、スポーツを通じた交流の醸成を図ってまいりました。

一方で、本町合併以後、先送りになっていた公共施設の統廃合についても、神崎保育所と第一保育所の民営化や、赤池・方城支所の廃止、診療所の統廃合や、神崎隣保館の廃止など、逼迫した財政状況を改善するため、避けて通れない背景の中、苦渋の決断、身を切る改革により、これらを遂行してまいりました。その結果、本町合併後18年を迎えるに当たり、家計という借金に当たる地方債は過去最少の残高に、家計という貯金に当たる基金は、過去最高の残高を達成する成果を得ることが出来ました。

しかしながら、本町の公共施設においては、いまだ人口20万人規模の自治体に匹敵する公共施設を抱えており、その統合における厳しい道のりは、道半ばの状況であります。

教育施設につきましても、社会教育に関わり深い委員の皆様により議論され、令和3年12月に提出された福智町社会教育施設統廃合検討委員会の意見書を踏まえ、老朽化が進む中央・金田・方城の3公民館及び体育館の整理統合に向けた取組を着実に進めていく決断をしたところでございます。議員各位におかれましても、本町合併以降の以来の喫緊の課題である公共施設の統廃合につきまして、御理解いただき、御協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。お願い申し上げます。

次に、町政運営の基本的な考えでございますが、令和5年度における町政運営の基本的な考えを述べさせていただきますと思います。

時代は大きな転換期に差しかかっており、人口減少と人口構造の変化は、社会経済の在り方に本質的な変化をもたらし、また、デジタル化の波により、地域経済や日常生活は大きく変わりつつあります。今、行政には、時代を見通すビジョンと強い覚悟を持って、新たな時代にふさわしいまちづくりの仕組みをつくり上げていくことが求められています。地方自治体が将来にわたり住民ニーズに沿った公共サービスを提供し続けていくためには、直面する時代の変化に合わせた変革を成し遂げていかなければなりません。時代の大きなうねりを乗り越え、この福智町を、次代へとつなぐ、つなげていくために、確かなる未来をつくるテーマを、山積する問題課題とこれからの時代に沿ったまちづくりに着手してまいります。

政府は、子育て支援を最も有効な未来への投資として動き出し、新しい資本主義に向けた重点分野として、DX（デジタルトランスフォーメーション）を掲げ、取組を加速しようとしています。

本町においても、子育て世帯に寄り添った施策に注力し、町民の皆様が安心して子供を産み、育てることができるまちづくりに臨むとともに、デジタル技術による様々な課題の解決を図り、生活の利便性を向上させてまいりたいと考えております。これらの考え方を基軸として、町政運営におきましては、子育て支援の強化、課題解決に向けた行政DXの推進、公共施設の機能と量の最適化、自主財源の確保に向けた、ふるさと納税の強化の4つの視点を柱に据え、強い志を持って各種施策の展開を図ります。

続きまして、政策の視点の4つの柱についてでございます。それでは、令和5年度の施策の柱に沿って御説明させていただきます。

施策の1つは、子育て支援の強化でございます。子育てに奮闘している保護者の皆様に安心して子育てができる環境整備をするため、本町では令和5年4月から、副食費を含む所得制限のない保育料の完全無償化を実現し、実施しているところであります。さらに、本年度の方針として、学校給食費の無償化に向けた財源確保と、その実現に向けた取組を着実に進めてまいります。また、令和6年度設置予定のこども家庭センターにつきましても、準備を進めてまいります。

施策の柱の2つ目は、課題解決に向けた行政DXの推進です。質の高い町民サービスを持続的に提供できるよう、全庁的な行政DX推進体制を構築し、町民の皆様における、利便性の向上と行政運営の効率化に取り組んでまいります。また、本市の本町の喫緊の課題である、教育力と生きる力の向上に資するための重要施策として、体験を踏まえた国際的視野と、人生における選択肢を広げるためのグローバル教育を、関係機関と連携して推進してまいります。DX推進事業につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業に採択されたAIオンデマンド運行乗り合いバス、公共交通導入事業、公共施設予約システム導入による町民利便、利便性向上、デジタルを活用したグローバルリーダー育成事業を軸に、政策展開を図ります。

施策の柱の3つ目は、公共施設の機能と量の最適化です。今後、急激に進む人口減少と人口構造の変化により、公共施設の利用状況や求められる機能に大きな変化が生じると考えられます。また、3町規模の公共施設の同時期による老朽化に伴い、本町の行財政を将来的にも圧迫する膨大な維持管理、更新等の負担が生じることが見込まれます。これらの変化への対応と行財政の持続性の確保を図る観点から、福智町社会教育施設等統廃合検討委員会の意見、及び、福智町公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設の機能と量の最適化に取り組めます。

施策の柱の4つ目は、自主財源の確保に向けたふるさと納税の強化でございます。本町施策の財源確保に向け、ふるさと納税寄附に係る生産者育成、特産品開発、情報発信における企業連携と推進強化を図るとともに、企業版ふるさと納税の増収確保に取り組んでまいります。

続きまして、令和5年度予算の概要につきまして、説明させていただきます。

令和5年度予算の概要についてでございますが、我が国の経済は、ウイズコロナのもとで、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していることが期待されております。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは5類に引下げられましたが、長引くコロナ禍は、原油価格や物価高騰の追い討ちにより、日常生活や地域経済にも影響を与えており、新型コロナウイルス感染症への新たな対策や災害への備え、公共施設の統廃合、喫緊に取り組むべき課題を山積しております。このような中、令和5年度予算につきましては、国、県支出金などによる積極的な歳入の確保はもとより、緊急度や優先度を見極めた編成をいたしております。この結果、6月補正時における予算規模は、一般会計において191億円、特別会計を含むと総額で226億円余りとなります。令和4年度6月補正予算と比べますと、一般会計では7.6%、全会計では6.2%の増となっております。

最後になりますが、いま本町が直面している様々な先送り出来ない課題に正面から実直に向き合い、初心に返り、全力を傾注して町政を進めていく決意をお誓いし、議員各位と町民の皆様の温かい御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針並びに私の所信を表明いたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（皆川 高司君） 次に、朝部教育長、お願いします。はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） それでは皆さん、改めまして、おはようございます。教育長の朝部でございます。よろしく願いいたします。それでは令和5年第2回福智町議会定例会の開会に当たりまして令和5年度の教育方針を述べさせていただきます。

福智町では、町長と教育委員会が協議を調整する場として、福智町教育総合会議を設置しております。この中で、平成30年に5年間を対象とした福智町教育大綱が策定されていましたが、しかしこの期限が終了を迎えるため、既に作成されている第2次福智町総合計画を基本とし、今

後の様々な教育分野に関する課題を改善するため、令和5年度から令和9年度までの新たな教育施策の基本的な方針を示す、福智町教育大綱がこのたび今年3月に策定されました。また、同じく、福智町教育振興計画についても、福智町教育大綱と連動を図りながら、なおかつ、社会情勢の変化や新しい生活様式なども踏まえ、夢と生きがいを持ち、健康で豊かに生きる人間力の向上を基本理念とした教育を基盤に置き、子供たちが輝ける学びの環境を整えるために、令和5年度から令和9年度までの新たな第2期福智町教育振興計画も作成したところでございます。教育委員会としましては、今後もさらなる学校教育と生涯学習の充実を図り、教育によるまちづくりを推進していく所存です。また令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した、こうしたことに伴い、今まで制限せざるを得なかった事業につきましては、今後も感染症状況を注視しつつ、原則、制限を撤廃し、活発に進めてまいります。

また、まずは以前から問題となっております、不登校児、生徒についてでございます。現在、不登校の要因となっている、問題の解決は、学校教育の現場だけで行うことは、厳しい状況にあります。また不登校だけではなく、いじめの問題についても、未然防止、早期発見、早期対応、そして継続的な支援の充実が大切であり、その対応として、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域などの関係機関が連携し、問題に対し、早期から支援を行うことができる教育相談体制の構築が必要です。今後も関係機関と連携を図り、問題解決に取り組む所存でございます。また不登校等の児童生徒とのコミュニケーションを図るツールとして、タブレット端末を使ったオンラインによる相談、学習支援など、実情に応じて実施して、ICTを効果的に活用した、個別的支援も行っていきます。そしてこのタブレット端末は、生徒と児童生徒一人一人に、今現在、実現しております。学習面についても、タブレット端末と、各教室に設置している電子黒板を活用し、これまで以上に分かりやすく授業を展開し、また、ICT活用能力を育てていくために、環境整備も行い、円滑な情報教育が行えるような、効果的な活用を目指します。

次に、福智町の小中義務教育学校9年間の義務教育においては、9年間の一貫した指導を見通した教育目標を掲げ、学校、家庭、地域と共有し、子供が学びをつないでいくことが必要です。今年度も引き続き、小中連携活動を推進し、全ての中学、義務教育学校区で、児童生徒の交流活動や、生徒指導面での情報交換などの取組を図り、9年間で、児童生徒の育てる意識を高め、小中一貫連携教育に取り組めます。また、昨年度全ての中学校区、義務教育学校区においてできました学校運営協議会、学校コミュニティスクールを活用し、学校、保護者、地域が連携し、地域ぐるみで児童を育てるシステムづくりを推進して、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを支援していきます。

次に、合併後と、長年の問題である社会教育施設の統廃合についてです。町長の指示を受け公

民館活動に関係する団体、組織された統廃合検討委員会を設置し、検討を進め、結果を、現在、意見書として、町長に提出しているところです。今後は、町長の指示を受けながら、老朽し、耐用年数が経過した、赤池中央公民館、方城分館、体育館等の統廃合を進め、地域の学習と活動の拠点のみならず、スポーツ振興、地域活動、地域活性化等、役割を担った事業を進めていきたいと考えています。また伊方小学校の建て替えについてですが、先ほど申しました社会教育施設の統廃合後に取りかかる予定としております。

次に、グローバル化に対する教育の推進として、グローバル人材の育成に取り組みます。児童生徒の国際理解を深め、語学学習意欲の向上を目指し、オンラインを活用した国際交流、現地研修などの異文化を体験する事業を実施します。また、国際的な視野を育み、多様な価値観を尊重しながら、総合理解に長ける人材の育成も推進します。

次に、福智町がホームタウン協定、フレンドリータウン協定を締結しているプロチームには、昨年度町内中学校の部活指導や助言をしていただき、小学校にも体育の授業や学校活動等への参加を通じて、交流を深めてきました。今後も引き続き、両チームの協力、助言をいただきながら、福智町のスポーツ振興を推進してまいります。そして、現在、クラブハウスを備えた多機能型スポーツ施設を、金田ふれあいスポーツ公園内に整備しております。スポーツ振興や健康づくり、スポーツを通じた交流人口の増加、地域の活性化を目指した施設として活用していきます。

次に、上野焼「釜ノ口窯跡」につきましては、以前、昭和30年代に一度調査された経緯がありますが、当時の発掘記録や出土品は散逸して、そのため、資料の情報収集、精査に着手しながら、今後の対応も検討していきます。

結びに、令和5年度は、新たな福智町教育大綱及び第2期福智町教育振興計画の初年度となります。これまで申し上げたとおり子供たちを取り巻く環境も複雑化し、抱える問題も複雑化、多様化する中、福智町の子供たちが、豊かな人生を切り開いていただくためには、学校、家庭、地域、業者がより一層連携して、この難局を乗り越えなければなりません。加えて、人生100年時代を迎えるようとしている中で、誰もが、様々な学ぶ機会を持つことが出来、その学びを地域の活動に生かし、生きがいを持って豊かな人生を送ることができる事業の取組も進めてまいります。

以上、令和5年度の教育方針等を述べさせていただきました。各取組を進めるに当たりましては、議員各位、並びに、町民の皆様の御理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお5ページ以降につきましては、教育大綱の基本理念、また、第2期振興計画の教育目標、施策を掲載しておりますので、後ほどを確認していただくよう、重ねてお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和5年教育施政方針とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 以上で、施政方針を終わります。

議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議

を行うもの、委員会に付託して審議を行うものを1議案ごとの会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。

なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については、最終日の本会議で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論、採決については、最終日の本会議で行うことで、議事進行をさせていただきます。

日程第5. 報告第1号 令和4年度福智町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、報告第1号令和4年度福智町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

報告を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告第1号につきましては、地方自治法施行例第146条第2項の規定により、令和4年度福智町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

令和5年度に繰越して執行しようとする額は、総額4億8,767万2,000円で、本事業件数につきましては、本庁舎浄化槽改修事業ほか8件でございます。財源の内訳としましては、既収入特定財源3億2,798万3,000円、国県支出金8,033万5,000円、地方債3,570万円、一般財源が4,365万4,000円となっております。

詳細につきましては、繰越明許費繰越計算書を御参照いただきたいと思います。

以上、報告申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第6. 議案第39号 子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第39号子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の

施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第39号につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、関係条例について、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第39号こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を行います。

先ほど、町長より提案理由の説明がありましたが、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、内閣府令並びに厚生労働省令において、一部改正が生じております。これを受け当町が制定している関係条例について、必要な改正を行うものであります。

関係する当町の条例は、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の整備、設備及び運営に関する基準を定める条例であり、2ページ目と3ページ目は、それぞれの条例の新旧対照表となっております。いずれも内閣府令と厚生労働省令の一部改正による文言の修正であります。御承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生、総務、厚生総務文教常任委員会に付託することに決定しました。これちょっと違うね。厚生常任委員会に付託することに決定しました。失礼しました。

日程第7. 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第40号福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第40号につきましては、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定についてでございます。新たな地場産品の創出と雇用の拡大を促進するほか、ふるさと納税による寄附のさらなる増加を図り、まちの持続的な経済活性化と産業振興を推薦していくため、ふるさと納税に係る返礼品を提供するものに対する、誘致及び育成に資する奨励金制度を制定するため、福智町ふるさと納税活用型企業誘致育成条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい。補足説明を木村まちづくり総合政策課長に求めます。はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） おはようございます。まちづくり総合政策課の木村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第40号福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定につきまして補足説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。福智町ふるさと納税活用型企業誘致育成条例制定の概要を説明いたします。順序が逆になりますが、2番目の現状と課題のほうから御説明を差し上げたいと思います。

本町のまちづくりにおいて貴重な財源となっていますふるさと納税につきましては、平成30年4月に行われた制度のルール改正により、これまで、返礼品提供事業者に係る営業活動の実施及び信頼関係の構築により、町内事業者による地場産品の掘り起こしを初め、町外で製造されるもつ鍋や辛子明太子といった、福岡県が認定している県産品を取り扱う事業所をふやしていくことで、ルール改正直後の令和元年度に約5億9,000万円に落ち込んだ寄附額も年々増加拡大をしてきており、現在、県内のトップレベルの成果を上げているところでございます。しかしながら、寄附の御礼として提供している返礼品の受注状況に目を向けますと、本町への寄附により選ばれる返礼品は、県産品が寄附の大半を占めており、地場である町内産品の受注数は、全

体の僅か22%にとどまっております。認知度の低さに加え、小規模小生産による高価格な地場産品には選ばれにくい状況となっております。一方で、県産品については、同じものを同じ条件で返礼品として取り扱っている県内の自治体がほとんどでほとんどであり、町の独自性が損なわれている状況でございます。さらに、今後県外自治体への県産品の需要が高まり、それぞれの自治体で確保しにくくなる恐れも出てくることとなります。それを踏まえまして、制定の目的といたしまして、ふるさと納税に係る返礼品の提供を行うために、町内において、事業所の新設、増設、または地場産品の開発、販路拡大等を行う事業者に対して、創業支援及び企業育成に資するための必要な奨励措置を講じ、新たな地域資源の創出と雇用の拡大を図り、まちの持続的な経済活性化、産業振興を促進することに加え、ふるさと納税によるさらなる寄附拡大に向けた取組を推進することを目的といたしております。

本条例の制定の中で、奨励措置を講じますが、3つの奨励措置を検討して制定しております。1つは、事業所設置奨励金、2つ目が雇用促進奨励金、3つ目が地場産品創出拡大奨励金の3本でございます。

この条例を制定することによる期待される効果といたしましては、事業所設置奨励金による効果として、法人町民税による税収増加、新たな地場産品の創出と産業振興、ふるさと納税の独自性の確保が期待されます。雇用促進奨励金につきましては、町内居住者の雇用促進、地元愛の醸成を図ることが出来ます。地場産品創出拡大奨励金につきましては、商品開発への意欲向上や生産体制の強化、安定的な経済基盤の確保が図られると考えております。これらを踏まえた、ふるさと納税の寄附額の増加、まちの魅力の発信、それから地域経済の活性化などが図られるものです。

本条例の運用方法といたしまして、事業所設置奨励金につきましては、成果に応じた実績により交付する金額が変動する成果応分型とし、対象返礼品に係る寄附額の10分の3を補助率とし、ふるさと納税事業の必要経費となる約6割に影響しないよう配慮しております。2番目に、地場産品創出拡大奨励金につきましては、町内事業者の恒常的な意欲向上を図るため、前年度実績に基づく成果応分型の上限額を設け、必要経費を補助するものとなっております。本条例の全文につきましては、資料の1ページから4ページまでに続いておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8. 議案第 4 1 号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 4 1 号福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 4 1 号につきましては、福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本町の地域活性化のため、活性のために、対象誘致企業の拡充と、人口流入、強化を図るため、福智町企業誘致条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい。補足説明を木村まちづくり総合政策課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） それでは、議案第 4 1 号福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を行います。

資料の 2 ページ目の新旧対照表をお願いいたします。まず、第 2 条、この条例において次の各号に挙げる用語の意味は、当該各号に定めることによるという、2 条の中にあります。第 6 号、投下固定資産総額、企業等が工場等の新設等に伴いの新設等につきましては、改正案としましては、新設、増設、移設（以下「新設等」という。）に改めるものでございます。また、同じく第 2 条の第 1 項第 8 号、転属者の要件をあらわしております。アの操業開始日以前 2 年以内に雇用し、雇用した日において本町の区域内にし、住所を所有していたものであることの条件を、本改正案では、アの部分を操業開始日以前に雇用した者であることに改めます。また、本町の区域内に住所を有していた者であることにつきましては、当条例第 2 項第 1 項 8 号のウにおいて、操業開始日から 90 日を経過した日において、本町の区域内に住所を有することと定められていることから、削除をするものでございます。

続いて 3 ページをお願いいたします。第 3 条の現行のこの条例の適用を受けることのできる者が何を示しているのかが正確でないため、改正案の町長は、次の各号の全てに該当する工場等（以下「対象工場等」という。）を設置する者に対し、と改め、また、本条例第 3 条以降に表記

される対象企業等の定義についてが示されておりましたので、改正案の3行目、第4条以降に定める奨励措置を受けることができる企業等（以下「対象企業等」という。）としての部分で、対象企業等の文言の定義を定めるものでございます。また、第3条第2項に、「町長は前項の規定にかかわらず、本町における産業の振興と雇用の増大に資すると、特別に認めたものについては、対象企業等として指定することができる。」を追記するものです。また、第4条につきましては、先ほど、第3条で申し上げましたとおり、第3条第1項で、対象企業等についての定義を行うため、現行の対象工場等を新設等する企業等（以下「対象企業等」）の部分削除するものでございます。

また、本条例は、この条例は公布の日から施行し、改正後の福智町企業誘致条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。これは、令和2年度中に工業設置奨励金の申請を行っている企業が1社あり、本年度、交付決定のための審査を行う予定でございますので、申請のあった令和2年度まで遡り適用するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第42号令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第42号につきましては、令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。補正額は42億8,325万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ191億5,095万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、補足説明は長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございます。よろしくお願ひいたします。議案第42号令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）の概要を説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42億8,325万5,000円を追加し、補正後の予算総額を191億5,095万7,000円とするものでございます。第2条、継続費は、複数年間にわたる事業と、単年度では完結しない事業、及び支出について、あらかじめその経費の総額と年割額を定めるものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。第2表継続費でございます。10款5項社会教育費、社会教育施設再整備事業における、設計委託料、委託等につきまして、総額を1億5,000万円とし、その年割額を、令和5年度5,100万円、令和6年度9,900万円と定めるものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、歳出予算の財源として発行する地方債の限度額を定めるもので、議案書6ページ、第3表地方債補正のとおりでございます。過疎対策事業債から、緊急浚渫推進事業債までの4事業債で、それぞれ表の右側、補正後の欄に、起債の限度額とし、総額19億1,640万円としております。

それでは、まず補正予算の総括的な内容を説明させていただきます。

予算書の8ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、当初予算が骨格予算編成であったため、肉付け予算となっており、補正額は42億8,325万5,000円となっております。歳出の内訳の大きな割合を占めるものとして、ふるさと納税寄附額を、当初の5億円の設定から15億円増額し、20億円の寄附額を見込んだ見込んだ補正を計上いたしております。2款総務費の中におきまして、返礼品等の経費である9億8,311万4,000円を増額するとともに、13款諸支出金におきまして、寄附増額分の15億円を基金として積み立てるもので、合計で24億8,311万4,000円の増額計上となっております。この歳出における、ふるさと納税の経費及び寄附金の基金積立ての総額は、今回の補正予算全体の約6割を占めており、これを除いた補正額は約18億円となっております。

それでは、歳出の主な事項につきまして説明をさせていただきます。

予算書の12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございます。12節委託料に2,637万8,000円を計上いたしております。人事評価制度、個人情報保護制度、職員勤怠管理等のシステム構築や、規定の整理に係る委託料を初め、行政DX推進事業として、DXアドバイザー委託のほか、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施する、公共施設予約システム導入事業の委託料を計上いたして

おります。

続きまして、次の14ページをお願いいたします。2款1項6目企画費でございます。ページ上段の18節負担金補助及び交付金に企業誘致育成奨励金として4,175万円を計上いたしております。これは、本町のふるさと納税寄附の維持拡大及び地域活性化と雇用促進を図るため、事業所設置奨励金、地場産品創出拡大奨励金制度等を導入するために計上するものでございます。事業内容につきましては、予算書の後ろに添付しております主要事項説明資料の2ページに掲載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

次に、同ページの下段、2款1項11目地方創生臨時交付金事業費でございます。18節負担金補助及び交付金にシルバータクシー利用助成金として、1,864万8,000円を計上いたしております。これは国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電気ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、町内70歳以上の方々に対し、買物を通院等の移動支援施策として、1人当たり2,800円分のタクシーチケットを配布するための助成金でございます。

次に、15ページ下段、3款1項2目高齢者福祉費でございます。18節負担金及び交付金に、敬老祝い商品券交付金として5,328万円を計上しております。こちらも国から交付される地方創生臨時交付金の価格高騰重点支援地方交付金事業として、町内70歳以上の方々に対し、1人当たり8,000円分の商品券を配布するものでございます。対象者は6,660人を想定しており、従来からの1人当たり2,000円の敬老祝い金とは別に商品券を配布することにより、生活支援と地域経済の活性化を図るものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。ページ上段、6款1項8目農村環境整備事業費でございます。12節委託料に8,460万円。14節工事請負費に5億2,560万円を計上いたしております。内訳といたしましては、農道及び農業用水路の整備事業として予定している13の事業の経費が、2億1,660万8,000円、弁城ダムほか4か所の緊急浚渫推進事業の経費が3億9,900万円となっております。財源といたしまして、合併特例債と緊急浚渫推進事業債を充当しており、その起債額のおよそ7割が町に交付税措置されるものでございます。なお事業内容につきましては、主要事項説明資料の3ページ及び4ページに記載しております。

ページめくっていただきまして、18ページをお願いいたします。7款1項2目観光費でございます。ページ上段、12節委託料に測量設計、調査委託料として2,183万8,000円を計上いたしております。これは、近年、湯量と温度が低下している方城温泉、ふじ湯の里の第1源泉の調査及び物産館ふくちの郷の地盤調査に係る補正でございます。その下工事請負費に、温泉施設補修工事費として4,163万円を計上しております。これは日王の湯及びふじ湯の里の両温泉施設の経年劣化に伴う補修工事費でございます。

次に、ページ下段、8款2項2目道路橋梁新設改良費でございます。12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで、町道整備事業の経費として、404億1,070万円を計上いたしております。これは町内26か所の町道等の工事予算を計上するもので、財源といたしましては、国庫支出金1億3,354万3,000円。過疎対策事業債の道路改良事業債2億6,450万円を新たに充当しており、その起債額の7割が町に交付税措置されるものでございます。なお事業内容につきましては、主要事業を説明資料の5ページに記載をいたしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。ページ上段、8款7項1目急傾斜地崩壊対策事業でございます。14節工事請負費に、急傾斜地崩壊対策工事として7,600万円を計上いたしております。これは県費補助事業に認定された赤池地区、西町の急傾斜地崩壊対策工事で、財源の自主内訳といたしましては、福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金3,500万円、合併特例債の急傾斜地崩壊対策事業債4,300万円を充当しており、その起債額の7割が町に交付税措置されるものでございます。

次に、21ページの上段、9款1項5目災害対策費でございます。14節工事請負費に、防災無線関係工事請負費として、9,816万4,000円を計上いたしております。これは、当初整備後から18年を経過した防災行政無線の親局、操作卓の更新でございます。財源といたしましては、緊急防災減災事業債の消防設備機器整備事業債を充当しており、その起債額の7割が町に交付税措置されるものでございます。なお、事業内容につきましては、主要事項説明資料の6ページに記載をいたしております。

ページめくっていただきまして、22ページをお願いいたします。ページ中段、10款5項1目社会教育総務費でございます。12節委託料に、グローバル人材育成事業委託料として1,060万円を計上いたしております。内訳といたしましては、ハワイホームステイ文化交流事業580万円、ハワイとのオンライン交流及び通信基盤整備費480万円となっており、オンライン交流及び通信基盤整備につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金により、事業費の2分の1が国から補助されるものでございます。また同じく12節委託料に、公民館体育館設計委託料として5,100万円を計上いたしております。これは、福智町社会教育施設、統廃合検討委員会の意見書を踏まえ、旧町単位で設置し、老朽化を迎えている公民館及び体育館の統合を行うための基本構想策定及び設計を令和6年度までの継続事業として、本年度より開始するものでございます。財源といたしましては、合併特例債及び過疎対策事業債を充当しており、いずれも起債額の7割が町に交付税措置されるものでございます。事業内容につきましては、使用事項を説明資料の7ページ及び8ページに記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで10時20分まで暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時20分再開

○議長（皆川 高司君） はい、休憩に引き続き再開します。

日程第10. 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第43号令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第43号につきましては、令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。補正額は439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,661万5,000円とするものでございます。

御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託す

ることに決定しました。

日程第 1 1. 議案第 4 4 号 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 1、議案第 4 4 号令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長、町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。補正額は 4 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 6, 1 2 3 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございます。提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認め本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 2. 請願第 1 号 学校給食費の無償化を求める請願について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 2、請願第 1 号学校給食費の無償化を求める請願について議題とします。

紹介議員に趣旨説明を求めます。堀江議員どうぞ。はい。

○議員（1 1 番 堀江 政洋君） 学校給食費の無償化を求める請願について、請願者の住所、氏名、福岡県田川郡福智町、伊方 2 2 2 8 番地の 2、福智町の子育てをよくする会代表、船原知奈。

学校給食費の無償化を求める請願の趣旨について、学校給食費を無償化に、この願いが一つの流れとなり、始まったのは、2 0 1 0 年頃、経済対策とともに、少子化による人口減少に歯止めをかけようと一部の地域で給食費無償化を実施されました。その後、非正規雇用の増加やシングルマザーの増加などで、子どもの貧困が広がる中、徐々に全国各地で深刻化する少子化対策の一環とし、検討されるようになりました。それに追い打ちをかけたのが、コロナ感染による経済の

停滞となど、停滞とウクライナ侵攻による物価の高騰です。3回の食事が食べられない、インスタント食品やお菓子で代替する、そんな家庭がふえたことが問題となりました。それまでは、規模の小さな自治体が主でしたが、この物価高騰により、人口が多い自治体にも無償化は広がっています。2022年9月の文部科学省の調査では、給食費無償化、期間限定、学年限定など、負担軽減を実施または予定自治体が1793自治体の中、83%に上り、ほとんどが臨時交付金を活用しての取組となっております。福岡県内でも、今年度、5市11町町村が無償化、あるいは一部補償を行っています。食べることは、生きていくための最も大切な行為です。また、みんなの温かくおいしい食事をすることは、子どもたちの健康を育み、精神的にも安定する食育として重要です。子供たちの成長を保障し、健康を守るために、給食費の無償化に取り組んでいただきたいと願っています。給食費無償化は、子供たちの基本的人権を守る一つの施策であり、義務教育無償、義務教育無償の憲法原則の観点からも、国が主導し、全国どこでも無償すべきですが、今回は、まず福智町から取り組んでいただきたいとなっております。

以下のことを求めます。1、安心して子ども子育てができ、福智町を目指し、学校給食費の無償化に取り組んでください。2、地産地消の立場から、地元のおいしい野菜や米を積極度に取り組んでください。

議員各位におかれましては、御理解いただき、御承認よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 紹介議員の趣旨説明が終わりました。

本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 御異議なしと認めます。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13. 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、陳情第1号「最低賃金法の改正と、中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について議題とします。

事務局に趣旨説明を求めます。はい、森事務局長どうぞ。

○議会事務局長（森 めぐみ君） 議会事務局の森ですよろしくお願いいたします。

陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、福岡県労働組合総連合議長、山下和博氏より依頼がっておりますので、説明いたします。

陳情の趣旨といたしましては、福岡県労働組合総連合が2018年に実施した最低生計費調査では、福岡県内で生活する25歳の単身女性が、1か月に支出する生計費は月額24万円、同じく男性は23万円に達することが判明しております。フルタイム勤労者が、1週間40時間、ひと月4週間働けば、1か月の労働時間は160時間となり、前日の必要な生活費を満たすには、時給1,500円が必要です。福岡県の最低賃金は、2022年10月8日、870円から900円に改正されましたが、物価高騰で、労働者の実質賃金は、実質的に低下し、最低賃金改定以前の状況になっています。こうしたことから、福岡連合福岡労連は、急激な物価上昇に見合う、最低賃金の物価上昇に見合う再改定を求めています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える、循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えています。そのために、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的な引上げをしていくことを要望します。

以上の趣旨により、1、政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。2、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。3、政府は、最低賃金の引上げが出来、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上3項目の早期実現を求め、地方自治法99条の規定により、国に対して、別紙の意見書採択をお願いするものであります。

以上で、陳情の説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 事務局長の説明が終わりました。

本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川 高司君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

皆様に申し上げます。各委員会の日程は、12日月曜日に総務文教常任委員会、13日火曜日に厚生常任委員会、14日水曜日に産業建設常任委員会となっています。本会議は19日月曜日と20日火曜日を一般質問、21日水曜日を最終日としております。

本日は、これで散会いたします。

午前10時35分散会

議事日程 (第2号)

令和5年6月19日 午前8時57分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

「追加日程」

日程第1 発議第1号 事務検査に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

「追加日程」

日程第1 発議第1号 事務検査に関する決議

出席議員 (18名)

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 靜則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 森 めぐみ 係長 野見山秀嗣
書記 松井 健太

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	教育 長	朝部 英晴
会計管理者兼出納室長	森野 道正	総務課長	長野 士郎
まちづくり総合政策課長	木村貴代美	税務住民課長	山本 一博
高齢障がい福祉課長	八代 賢一	人権推進課長	福高 教晃
健康子育て支援課長	小松 卓美	建設課長	竹下 靖
農政課長	白石 輝彦	住宅課長	前川 司
診療所事務長	守田裕一郎	学校教育課長	田中 智和
生涯学習課長	澤井 秀孝	防災管理・管財課長	若林 友克

午前8時57分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それでは、ただいまより令和5年第2回定例会本会議第2日の会議を開きます。

本日は、議員全員出席しています。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。

それでは町長、挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日、本会議第2日、一般質問につきまして9名の議員より一般質問通告書を受けておりますので、各議員の質問に対しまして、誠意をもって回答させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番、橋本議員、6番、尾崎議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。

御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので、御参照願います。

それでは一般質問に入ります。今回、9名の方から通告書が提出されています。

まずは、木戸勝正議員の一般質問を許可します。はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 木戸議員の一般質問を行います。

最初の1番の議題でございますが、これは一応取下げいたします。2番目から入っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。議長よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、よございます。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい。上野の里のふれあい交流会館駐車場について問うと。自分が地主のようにお客さんに駐車場の注意をしている、窯元の人がいる。今までお客さんに注意しなかったのに、なぜ急にこの頃注意するのか。いつも食堂に来ているお客さんと大げんかになり、また、20年間食堂を経営している人たちにも注意をする。経営者は高齢者であり、邪魔にならない食堂の裏には駐車しておるのに、注意される。担当課は事件は起きて、掲示板を設置する、するのか、設置すれば、はっきり分かるような設置をしてもらいたい。駐車場にですね、小さなこれの半分ぐらいの紙がちょこっと前出しとるだけ、注意されたら、あれが分からんと。ちょこっとこれの半分、駐車場、どこでしょう分からんような、する以上はぴしゃっとですね、してもらいたい。また宅急便が来れば、宅急便は中に入れます、私しょっちゅうあそこ行くから。そうしたら、30分ぐらいじーっと色々しよる、ほかの人が入ったらけんかになった、この前も南木の区長とけんかになったんですよ。大げんかです。もうそっちも頭にきてですね、もう行くまいという話もしよる、せっかく大事なお客様がですよ、来るのに、そういうようなですね。若い窯元の人もあります。もう少しあれ注意してもらいたい。そうせんと私たちも行くけど、もう今後ね、行きたくなくなるんですよ。そういうことで、うちは担当課長ですね、いろいろ聞きたいと思っておりますが、この頃、管理者がかわったばっかしで3年に1回、それをずっといつも一緒やったらですね、多分横着なるんですよ。接遇も全然、私が行っても、接遇も全然ないんですよ、挨拶もせんのです、行っても、おはようございますとかいうお客さん、一言も言いませんよ、陶芸の人たちがですよ。あります、そういうことはやっぱり接遇に今後気をつけて、看板きちっと設置に分かるような、あれをしてもらいたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 質問にお答えさせていただきます。このふるさと交流会館のトラブルにつきましては、私のほうもですね、事実を若干確認させていただきました。注意の中で行き過ぎた部分が、言葉の中であるんじゃないかということは承知しておりますけども、インターロッキング部分に車を乗り込んでということに対しての注意とお聞きしております。やっぱ言葉遣いでトラブルになりますので、そこら辺については、要請しながら、もうちょっと丁寧な対応というのは、要請させていただきたいと思っております。それと、看板ですけども、今現在、作成を発注して

おります。はい、完成次第分かりやすい場所にですね、掲示したいというふうに考えております。それとここはインターロッキング部分については駐車禁止ですので、使われている食堂を経営してる方等にもですね、お客さんに、ここは駄目だよということをお願いいただければありがたいというふうに感じております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい。はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 今後よろしく申し上げます。

それでは3番目の議題に移りたいと思います。町営団地ですね、各地の家賃の滞納状況についてでございます。これは令和5年3月31日現在の滞納でございますが、2億5,994万772円の滞納があります。悪質な滞納者に対して、法的措置の手続をしたのか、問う。現在の町営住宅の滞納者はですね、非常に赤池が285人で、金田地区は295人、方城は154人、計、2億5,994万772円の滞納額をどうしているか、法的な手続をしているのか聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この明渡し訴訟につきましては、令和……、30年から令和4年度までにですね、約85名を対象に明渡し訴訟を行っております。その中で、令和4年度に関しましては、滞納者3名についての訴訟を行っておりますが、全額納付の方が1名、自主退去は2名と聞いております。令和2年度から令和4年度までの訴訟の経過、その分について申し上げたいと思いますけども、令和2年度は、訴訟12名、退去が10名全額納付が2名となっております。令和3年度、訴訟6名、退去が3名、全額納付が3名となっております。令和4年度につきましては、先ほど申しました退去が2名と、全額納付が1名となっております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） あのですね。町の担当課がですね、非常にこの町営住宅の住まいの書類、立派な資料を作成しております。お金をかけてですね、こういう立派な資料を出来てですね、そして誓約書をですね、申請書をつくって、それを出すときに誓約書を出させます。これは町長宛てです。行政区もやっておりますけど、これに、私は、3番目にですね、住宅及び共益費、組費の滞納は絶対いたしません。3か月以上滞納した場合は、宅地を、そこの住宅を撤去いたします、ここまでさしてですね、なあんもならんとですよ、これ。経費だけかかってなあにもない。これなんぼもかかっちゃうはずですよ。だからですね、もう少し徴収係がですね、何人徴収係がおるか知らないけど、もう少し一生懸命、町税について徴収を、の向上に努めてもらいたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるように、明渡しとか訴訟の部分、それと、滞納者に対する注意、勧告、そして徴収、この部分については、一生懸命職員のほうもやらせていただきま

すので、そこら辺は御理解ください。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） できるだけ徴収向上に対してですね、田川の県税事務所、県知事の表彰、それをそういうように、受賞されるように、徴収の担当者は努力してもらいたいと思います。昔では、かなりそういうことをやっております。もらっております。私はもらっております。ですから、できるだけ職員は何人おるか知りませんが先ほど言いましたように、徴収の向上に努めてもらいたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、森野和彦議員の一般質問を許可します。はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 森野、一般質問をさせていただきます。私も以前は皆さん方の執行部と同じような状況の環境にいましたが、今、立場変わりますけど、一般質問という内容ですね、町長の施政方針等に従って質問させていただきます。

まず入札の最低制限価格の状況ですが、今現在、福岡県下でですね、最低制限価格の事前公表している団体に関しては、多数ございます。その中でですね、福智町に関しても、いまだに事前公表はされてませんが、田川管内においてもですね、8市町村、あって、6市町村が、事前公表されてます。その中で、大任町と福智町がされてないと、というような状況でございます。その間に関しまして、これも皆さんの、事前公表のですね、評価に関しては、一応によかったという状況でございます。で、この最低制限価格の事前公表に関しては、業者間の公平性、それから平等性を保ちながら、お互いのもので、競争意識を高めて、不正行為を未然防止を図るとというのが、最大のもので、目的と、いうふうに考えてますんで、なおかつですね、職員に関しても、過大な、圧力、不当な働きがですね、もうないような、未然防止を防ぐためにですね、ぜひ、最低制限価格の公表をですね、事前公表、福智町としてやってもらいたいというのが1番目の質問でございます。町長、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃることは一つの意見として、承知しております。この最低制限の事前公表についてはですね、実は総務省が令和4年の3月9日付けで、ダンピング防止のための通告ということで要請が来ております。その中で、工事の価格を公表することによって工事の手抜き等を招くことによる品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては、くじ引等による、入札をするというのはいかかなものかということで、見直しをなさいということで総務省の通達が来ております。そのことを受けてですね、もう少し時間いただけませんか。議員のおつ

しゃるとおりに、沿えるように自分たちのほうも考えていきたいというふうに考えておりますので、この入札の方法、もしくは総合評価方式による落札も含めてですね、公表する、前向きに考えるということで、もう少し時間いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、町長がお答えされました令和4年3月9日付け、このダンピング防止の話に関しましては、私も存じております。で、その中でですね、最低制限を、比率というのもですね、考えなさいということですね、うたわれてますんで、ぜひ、その内容に関してもですね、平等性、公平性を保ちながら実施をしていただきたいというふうに考えます。以上です。

引き続きまして、入札結果の公表に関して御質問させていただきます。入札結果の公表に関しましては、今は、庁舎の中で公表をしておるということでございますが、公契約条例、なおかつ、建設省がですね、国土交通省が出してます、法令にですね、沿って、義務化をされてます。で、この内容に関しましては、皆さん、ほとんどがですね、インターネット公開やってます。入札結果に関しましても、役場の縦覧、なおかつ、インターネットでですね、情報公開、これも以前、福智町としては、情報公開を、ネット公開をですね、してましたので、なぜこれが出来ないのかというのもですね、あわせて町長に御質問いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 回答させていただきます。インターネットでの入札情報の公開、この部分についてはですね、今現在体制を整えております。これは早期に実現させる、したいというふうに考えておりますが、1点問題がございまして、皆さんインターネット見ることによってですね、率は幾らで落札してるということでその率のみをですね、公表した最低価格の率のみをチェックしながらですね、入札する業者が多分でございます。その業者はどういうことを招くかという先ほど言ったように、価格の総務省が言ったような問題でございますけど、工事につながるようなことも懸念されますし、落札した業者が、価格が安いのに、その変更、変更を言いながらですね、変更工事で金額を上げてですね、それを契約に持っていく。そういうこともありますので、やはり、公平性で、もっと負担確かな工事ができるようにですね、うちのほうとしても考えたいと思いますので、今までの部分については御理解いただきたいと思いますが、インターネットの公表については、今、準備をしております。ネットに町のホームページにですね、載せる等の作業がございましてそれが整い次第、インターネットで公表はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） インターネット公表についてもですね、時期の問題ですが、時期

に関して、早々に行ってもらえるのか、その秋までに、実施をするのか、なおかつですね、これはもう発注者側が毅然とした態度で、業者側においてもですね、適正な指導をするということが必要かと思われます。その辺をですね、しっかり、発注者側の対応でですね、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員おっしゃいました秋までにということですが、それに向かってうちのほうは体制整えます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 大体の時期は分かりませんか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それは担当のほうに聞いていただきたいんですが、その準備が出来次第ですね、報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員、もう3回目。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます、空き家対策に関してです。空き家は、空き家対策に関しましては、空き家対策特別措置法が平成26年に制定されてます。その中で、福智町として、平成29年度にですね、全町内の空き家の実態調査を行ってます。で、町長の施政方針によりますと、令和4年度にも、町内の実態調査を行ったという状況でございますが、今の、今現在、平成29年度から令和4年度の中で、空き家の状況をですね、お知らせ願いたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和4年度に空き家実態調査を行っております。その報告ですが、旧町単位で報告したいと思いますが、赤池地区は、88件の増で、合計239件。金田地区は27件の増で合計120件、方城地区は13件増の87件となっており、全体で128件増の446件という調査結果になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） それと2番目のですね、その状況をですね、踏まえて、445件というですね、大変大きい数字でございますが、この空き家に関してですね、具体的な対策を、町として、御提示願いたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この空き家対策に関しましては空き家の所有者、それを特定することが先決でございますけども、空き家の発生予防や空き家の利活用、そういう部分を広報誌による啓発や、固定資産税通知書の発送時におけるチラシの同封、空き家予防に関する各種制度の周知や、

空き家バンク制度の活用というのを促しております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 空き家対策の福智町として、空き家バンクということを言われましたが、空き家に関しても、特定空家というのがございます。空き家対策協議会はもちろん設置されているでしょうけど、特定空家に関しまして、今現在先週ですかね、新しい法律が出来てます。その中で、特定空家に関して、維持管理をしていないところは減税の対象としないというふうにはですね、なってますんで、その辺もですね、所有者が分からないというところもございますが、特定空家とかに関しましては、やはり独自にですね、調査をしていただいて、そして、法務局等でですね、協議をしていながら、そこそこでですね、区画を区切って、そして対応するしかないとは思ってますんで、その状況の中でですね、弁護士と協議しながらですね、特定空家を指定して、そこで、防犯上ですね、やっぱり周辺の皆さん方は非常に困ってます。その中で、町としてですね、できること、早々にやってもらいたいんですが、その辺はどういうふうに考えてますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほど言われました特定空家というのはもう、やはり所有者の選定が一番最初でございます。これを早急にやるためにはですね、やはり法務局の協力はいただかないといけない。その部分については法務局のほうにも相談しております。その中で、町内にいられるのであればおられるのであれば、これについては早々な対応が出来ますけども、町外とか亡くなったとかそういう方に関しましてはですね、解体工事に、町執行による解体工事も含めながらですね、早々にやっていくというのは、町のスタンスでございますので、特定空家につきましては、やはり、隣接の方々はかなり迷惑しておりますので、その部分も十分に加味して、町のほうとしては、自主性、自主的に撤去していただく、それがまず第一でございますけども、それが出来ない場合は、解体を町のほうで強制執行、その部分も含めて対応して、現在いるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、町長がおっしゃいますが、早急に、所有者の把握、そして法務局との協議ということは非常にいいんですが、これはもう、かなりの時間を経過してますので、1年1年の成果が、出来てきているとは思ってますんで、その中で、十分、空き家の把握をですね、しておるとは思ってますが、付近の空き家のある住宅、沿線住民の方にとってはですね、非常に心配です。それをですね、一日も早く、やっぱり対応すべきというふうに考えます。

特定、次に行きます。特定空家に関しましても、実施時期とかですね、そういった事業の施策をですね、考えていただきたいと、国土交通省のほうから、いろんな事業がございます。空き家

に関してですね、これは民間等を共同でする場合とか、商店をする場合とか、旅館をする場合とか、宿泊施設をつくるとか、そういったこともですね、考えられます。で、この事業に関してはですね、いろんな項目が、ありますが、まずそこをですね、重点的に調査をしていただいて、補助事業で対応ができるように、町としてもですね、考えてもらいたいと思っておりますが、その辺、町長はどう考えますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おっしゃるとおりでございます。やはり町と町単独の事業となりますと、やはり財政的に厳しくなってくる部分がございます。これに対する福智町の空き家対策計画というのを、令和5年度から9年度まで、となっておりますけども計画の実施をするようにしております。その中で、やはり特定空家にならない前の対応というのが一番でございますが、特定空家になった場合の対応というのが一番というふうに考えて、その事前の調査、それについては民間におきましてはゼンリン、そういった、民間の企業を使いながらですね、空き家を特定していくというのが先になりますので、それについては職員のほうと一緒に考えたいというふうに考えておりますし、今現在実施しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） ぜひですね、そういう、実施時期をですね、町民の方にも、明確にですね、説明をしていただきたいと思っております。

次に行きます。遊休地に関してですが、今福智町と、遊休地、たくさんございますが、特にですね、平原団地の跡地と、今から計画されると思うんですが、金田小学校跡地、そして中学校の跡地に関してですね、整備計画が恐らく出来てるとは思うんですが、それで、金田中学校に關しても、解体費がですね、上がってきているとは思いますが。そういった中で、町としてのですね、整備計画の考え方をですね、お示ししていただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 跡地の利用というのは一番大事な財源でございますので、平原団地の跡地に、団地跡地についてはですね分譲も含めて計画を一時しておりましたけども、なかなか応札までに至っていないというのが現状でございます。その中で放置ということは考えておりませんが、団地改築とか道路改良工事が継続的に実施されていてですね、団地跡地についても重機の置場とか、資材の置場とかそういう部分に今現在、利用はさせていただいております。しかしながらこれは売却が一番いいのかなというふうには感じております。その準備は今滞っておりますけれども、引き続き、これを続けたいというふうに感じております。それと小中学校の跡地についてでございますけども、一番いいのは利活用、これが一番いい、いい活用の仕方というふうには感じておりますけれども、やはり利活用が無理と判断した場合はやはり解体に向けて、検討をしないと

いけないと。しかしながらこの解体に向けては周辺住民への周知徹底、それと協力依頼、要請があつてですね、協力依頼があれば、うちのほうとしても前向きに考えないといけないというのが今の現状でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 金田中学校に関しましてはですね、解体費計上されてますが、今年度ですね、その中で、分譲という考えで、計画をですね、進めていくんでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在そこまでの計画はございません。まだ立ててないと。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 解体工事をして、すぐにそういった整備計画をですね、やらないと、固定資産に関しても、いい収入源でございますので、その辺はですね、しっかり対応させて対応していただきたいというふうに考えますが、どうですか町長。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 固定資産税の収入という部分から考えれば分譲ということですけども、私以前にこの跡地の利用については申しました。今現在、お年寄り、高齢者の方々をですね、中心にグランドゴルフというのが非常に盛んでございます。グランドゴルフをする場所がないということで、地元の方々からも、金田地区からも要請は受けております。高齢者の方々は、金田中学校崩したら、グラウンドゴルフ場をつくってくれと、そういう話もいただいております。そういう部分も含めて検討させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員、3回目ですけど。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、町長がおっしゃったように、十分地元等のもので、住民と皆さんと協議をしていながら、整備計画をですね、進めていただきたいと思います。はい。

引き続き質問させていただきます。次に、鉱害問題でございます。この鉱害問題に関しましては、もう臨鉱法が失効されて、もう十数年たちますが、昭和27年から臨鉱法が設置されてます。平成13年に法律が、廃止され、それ以降ですね、順次、特例で5年間というふうにはですね、延長がされてます。で、今現在は、平成19年4月からは、特定鉱害というふうにはですね、名称が、変更されてます。この特定鉱害に関しまして、いまだですね、被害がたくさんこうむっております。今の状況ですが、今現在、令和元年度から令和4年度までの申請の件数と、そして確認状況をですね、お知らせください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 申し上げます。令和元年度は申出は83件、そのうち認定が8件、令和

2年度79件の申入れがあつて、認定が7件、令和3年度、72件の申出に対して、認定が6件、令和4年度44件申出がありまして、認定が4件となっております。それのうち、これ認定促進についてですけども、うちのほうからは、認定が出た後にですね特定鉱害との話し合いは、定期的にはございますが、させていただいております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、町長おっしゃってましたが、大体年間1割という確認の状況でございますが、まだまだ被害というのは多くあります。中には、浅所陥没、急激にですね、穴がほげるといふ状況もですね、ございますが、これをですね、やっぱり1年1件でもですね、多くの認定がもらえるような、町としてですね、要望なり働きかけ、これは認定を受ける前の段階ですね、現地調査に行き、そして、その状況をですね、つぶさに確認を、特定の職員に報告し、そして、被害状況をですね、指示すると。そして、そこを重点的に見てもらうというところもですね、必要と思うんですよ、特定郊外は、50メートルの浅い地域に位置しますんで、その辺はやっぱり50メートルというのは非常に浅いです。だから、坑道が浅いということは、被害も多く出るといふところですね、特定鉱害に指定を受けてるんで、その辺福智町にとってですね、職員も一緒に、その辺の認定促進もですね、図っていただきたいと思つてます。この特定鉱害に関しては、そこしか、その部分でしか認定はおりません。だから、非常に、以前の臨鉱法の法律の状況ではですね、家の敷地内まで、含まれていましたけど、もう、今現在は家のみでございます。それに関連するところが多々ありますが、ぜひですね、この辺も、しっかり町としてですね、促進をしていただきたい。町長のお考えをよろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この鉱害の認定の要請に関しては、個人の物件でありますので、もう積極的って言つても限度がございますけども、当然、被害のある部分については、当然対応してくれよという申出は引き続き行つておりますし、向こうにも要請はしております。ただ、今現在ですね50メートル以内の浅陥につきましてはJOGMECが対応するようになってますけども、危険を伴う浅陥に関しましてはですね、JOGMECのほうで、その埋没、そういった部分で対応は、引き続きやつていただいて、そういうふうと思つてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 浅陥に関しましてはJOGMECの対応ですが、それはそれで、そういう状況がですね、起きましたら、直ちに、敏速にですね、対応してもらいたいというふうと思つてます。

引き続き、児童生徒の不登校に関して御質問させていただきます。今、コロナ禍において、児童生徒等の不登校者数が非常に多くございますんで、その中で、福智町として、どういう状況で把

握しておるのか。令和2年度から令和4年度までの不登校者ですね、を教えてくださいたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この児童生徒の不登校の問題に関しましては、教育長のほうから報告させていただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） それでは皆さん、改めましておはようございます。教育長の朝部でございます。よろしくお願いたします。ただいま森野議員さんからの不登校についての数を教示してくれということでございます。まず今年度、令和5年度ですね、学校の人数のところから示させていただきます。まず上野小学校ですが現在生徒数64名、市場小学318名、伊方小学校256名、弁城小学校69名、金田義務教育学校の前期416名、それから中学校のほうが赤池中学校198名、方城中学校204名、金田義務教育学校の後期210名、金田義務教育学校については合わせて612名という全体の数字になっております。令和5年度の生徒数、1,735名でございます。また、そういった中から令和2年度の不登校児から説明させていただきます。まずこの不登校児についてはですね、連続30日以上休んだとか、また、延べ30日、休んだ方を対象として、上級官庁のほうにですね、上げた数字でございます。その数字、令和2年度はですね、生徒数1,861名、不登校児小学校47名、中学校52名の99名という公式数字になっております。それから、令和3年度全体生徒数1,841名、小学校59名、中学校65名、合わせて124名という形になっております。それから、令和4年度生徒数1,776名、小学校64名、中学校72名、合計136名というような形で令和2年度が大体5%のぐらい、3年度が6%、4年度が7%と、若干やっぱこの中の環境で関係で、全国的にふえていっているというような推移状況になっております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） コロナ禍で、不登校児、児童がふえているということは、非常にこれは本当に、問題でございます。その中で、不登校の児童、教育的、指導ですが、それが、自宅で、宿題をプリントとか、そういったものをやってるんですが、それともテレワークとか、そういったもので、別途、その子に対してですね、学力の補充をですね、やっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、不登校児童に対してなのか、家庭、家庭での学習状況ということでございますが、できるだけですね、令和2年度からタブレットが全校一人一人に配布されました。連絡……自宅でですね、そういった状況における児童については、タブレット授業もやって

おるところでございます。また今現在、教員数が全国的に不足していると、というようなことから、また本町福智町においてもですね、教員が不足しているというような形で、これだけの休みの生徒、各一人一人、1日1日に、安否確認しなきゃなりません。またそういったところで、また教職員の働き方改革もありますが、なかなかいっぱいいっぱいのところがございます。それから不登校についてはですね、またタブレットじゃなくてそういった連絡、なるべくつけて、プリントでの学習というような形に対応しているところがございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今言われたように、タブレットが、令和2年度から配布されているという状況でございますが、それに関連する内容ですけど、2番目の項目に質問させていただきますが、教育長の、教育施政方針に関しまして、要因とされてます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ですね、そういった職員を各学校に配置して、それは、福智町として何名というふうに配置されてるんでしょうけど、その中でですね、役割として、不登校に対する役割、こういった指導をして、こういった内容で、学校に復帰させるのか、そういったものをですね、実際、福智町の不登校の計画とかですね、政策とかあれば教えてください。教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、不登校に対する先生の教育施政方針でもですね、一番、一番最初に挙げさせていただきました。またこの不登校に対するですね、じゃあこれからどうするんだといった形になっていきます。それでコロナ禍にですね2年、3年間続きました。PTAもですね、組織的なものはありますが、実際の動きは学校に入れないというような形である程度の組織、人材が入ってですね、動きが今、なかなか難しい状況でございました。令和5年5月8日からですね、5類に移行したという形で、学校の中にどんどん入っていけるというような形になっております。この5年度についてはですね、関係団体をですねなるべく学校のほう、また連携をとりまして、やっといこうというふうな形を考えております。またそこでスクールカウンセラーというのはですね、心理士であります。心理的なですね、相談を専門的にするプロの方でございます。それから、スクールカウンセラーについてはですね、福祉士、また福祉のことをですね専門的に指導するというような形で、今現在ですね、スクールカウンセラーが、福智町では3名、ついております。それから、スクールソーシャルワーカー、福祉士については、2名配置されております。先ほど申しましたように福智町では、現在、4小学校2中学校1義務教育学校、7校あります。それぞれの7校の学校で、適材適所にですね、そういった方たちを学校の、校長初め教頭が、ある程度ここは必要だというようなところに来ていただいて、適時にですね、対応しているというようなことでございます。ただ、先ほど申しましたように、全体的に人数が、教員が足りておりません。またこういった先ほどの数字の方を

一人一人ですね、分析しておりますが、なかなか現在難しい状況にありますので、できるだけ外部の方をですね、今、今後、協力していただいて、何らかの形でですね、学校に入っていたらこうというふうに考えております。一応令和2年度からですね、昨年度までに地域共同活動というのが、急遽、中学校区でですね、設立出来ております。メンバーも、委員長さんも決まっております。またそういった形の方たちは、公式にですね、学校のほうに入っていきますので、そういった方たちを、力を借りて、今後情報を共有しながらですね、一人一人個別対応出来たら、出来たらどうですか、どうなのかなというふうに計画しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 福岡県が令和3年12月に、福岡県の教育委員会ですね、福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインというのを制作して実施しております。その中で、福智町として、不登校に対する政策、重点項目というのをですね、教えてもらいたいんですが、まず、不登校のですね、対応は、やっぱり5つの視点がございます。その1つとして、将来の社会的自立に向けた支援の視点、それから、連携ネットワークによる支援、そして、保護者の役割と家庭の支援、それから、働く、働きかけることや、かかわりを持つことの重要性、そして、将来の社会的自立のための学校教育の意義、役割というものをですね、5点柱を福岡県は設置しております。その中で、福智町として、本当に今、不登校の児童が自宅でどういった状況にあるのか、把握していますか、教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、福岡県のですね不登校児童生徒支援、リーフレットというような形でグランドデザインが示されております。毎年新しい、リーフレット等が発行されます。その中にはですね、国も今現在方向転じてしておりますが、多様で適切な教育の機会の確保による社会的自立を目指していくというような形で、必ずしも学校だけが学ぶ場所じゃないというふうな言い方になってきております。またそういった学校のほかにですね、学ぶ場があれば、あそこでも何でも結構ですよというような形で示されております。またそういった形でですね、今後またいろんな児童生徒ですね多様化いろんな方が今不登校になっておりますが、各自一人一人はですね、どういう状況にあるか皆さん把握出来ております。ただ、それが支援が行き届くかどうかというのは別物でございますが、把握出来てるのは、把握出来ておりますので、これをですね、また人的、マンパワーを整えればですね、対応していこうというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、福智町は総合学習、総合学習会議ですかね。総合教育会が、町長含めて、実施されてますが、その中で、町長にも不登校というのが認識は十分あると思いますが、福智町にそれぞれ不登校の日の山クラブというところがございますよね。それはふれあい

塾にありますが、ふれあい塾を有効的にですね、活用してもらいたい。学校教育のですね、場に、そういう中ですね、自然と触れ合いさせるということも必要じゃないかと思えます。事業も大事ですが、そういった中で、ふれあい塾も、町の施設やからですね。民間に移譲するんじゃなくして、町がやっぱり直接管理し、そして、教育の問題もですね、一緒に、社会教育とあわせて、対応してもらいたいというふうに考えますが、町長はどういうふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この指導適正教室、あそこはふれあい塾ですかね、その分については糸田との共同経営となっておりますけども、やはり学校に行けない子どもさんもだんだんふえております。その分に対してはですね、その施設の活用、それも含めて、やはりこれは教育委員会に考えていただかないといけない問題でありますので、うちのほうとしましてはその体制はきちりどやっていきたいと。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（2番 森野 和彦君） ぜひ福智町にはそういういい施設もですね、ございますので、十分利活用していただきたいと思えます。

次の質問に行きます。最後ですが、今不登校に関する状況もございますが、各学校に関してもですね、新任の教師さんが、やっぱりいろんな負担を抱えておるというところでですね、やっぱり教職員のうつとかですね、そういったものが非常に多くあるんじゃないかと思えますが、その中でですね、やっぱり学校の保護者の問題とか、いろんな諸問題に関して、渉外担当をですね、専門委員をそこそこに置くのはどうかというふうに私提案したいんですが、その辺、提案することによって、教職員の負担が軽減されるし、そして事業にも影響がですね、残らないような対応になるんじゃないかということで、提案をさせてもらいたいんですがその件に関して、町長と教育長の意見をお聞きしてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） まず私のほうから報告させていただきますけども、やはり先生がたが1日の授業をですね、気持ちのいい、精神的にもいい状態で子どもを教えるというのは子どもの教育の発展のためには、最適な方法と思っておりますと、その部分でやはりその気持ちの、気持ちよく授業を教える、そういう部分以外ですね、子どもたちの対応とかいうのは、当然やはり外部に頼るしかないというのは、もうどこの学校でも言われているところでございます。外部の力を借りるときにですね、やはりすみ分けはきちんとやらないといけないんで、警察等のOBとか、暴力的な部分については、そういう対応になろうと思えますし、ただ不足する、先生たちのですね、力量不足、そういう部分もやはり多々あります。その分を補う分については、OBの方々、そういう部分にすみ分けをしながらきちんとですね、みんなでまちで子どもたちを育てていく環

境、こういう部分は整備しないといけないというふうには感じておりますし、その意見についても教育長は、同等の意見だというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。ただいま黒土町長もですね、考え方を示させていただきましたが、今ですねやっぱりその多様性で不登校がいいというような形で、学校でですね、児童たちに安否確認、いろいろと多岐にわたっております。またそういった形で国のほうもですね、いろいろとまたいろんな形で訴訟問題等で発生した場合はですね、今、事業化されております、スクールロイヤーという形でですね弁護士を派遣する事業があります。そういった形をどんどん活用してくださいというふうな形でお願い、指導がきておるところでございます。ただ学校についてはですね、校長、教頭を初め、管理職、また、担当クラスのもので、教員、一生懸命やっておりますが、なかなかやっぱり時間的に余裕がないというような形で対応に時間を費やすとですね、ほかのことが怠るといった状況でございますので、できればですね、そういった形で各学校にですね、配置していただければですね、学校のほうとしても助かっていくというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今、教育長が、時間的な余裕がないというふうにおっしゃいましたけど、やっぱりですね、子どもの教育というのが一番重要でございます。この福智町をつくるには、やっぱり幼少期から子どもの教育、教育にお金を使うことがですね非常に大事でございます。その中で、やっぱり皆さんですね、心配してるんですよ。今の福智町の児童が、このままでいいのかというところをですね、やっぱり考えながら、今、今から将来的にですね、10年、15年後は福智町を担っていってもらう世代なんですよ。だから、やっぱり教育面に関しても、非常に大事なんで、手厚いですね、状況を実施していただきたいと。今、私がおっしゃった、言った、渉外担当の専門部員というのはですね、仮称ですけど、一応学校の先生がたの負担をですね、やっぱり先生方は、授業がメインなんで、それをやっぱり少しでも負担をですね、軽くすることが一番大事なんですね。その辺の状況も踏まえて、今後ですね、生徒のために、児童のためにですね、やってもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。それでは高津鶴己議員の場になっておりますけど、10分間暫時休憩したいと思います。

午前9時57分休憩

午前10時08分再開

○議長（皆川 高司君） 次は、高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 13番、高津鶴己です。毎度のことながら、4つのテーマにわたって一般質問したいと思います。

まず1点目、町営住宅の長寿命化策等についてお尋ねします。現在、鉄筋の建物である湧淵団地、今、一つ残しとるだけかなと思いますが、あるいは平原団地の改修を行っており、長寿命化を図る施策を進めていると理解しておりますけども、こういった湧淵団地、あるいは平原団地、全面改修を進めることによって、耐用年数というのは、どれほど延ばすことになるのか、まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 高津議員の質問にお答えさせていただきます。建物の団地ですね改修については、長寿命化を図るということではなく、大幅に住環境の改善が図られる、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 長寿命化ではなくて住環境の整備ということでもありますけども、確か、鉄筋の建物の場合に、60年から70年間の耐用年数ではないかと理解しておりますけども、まだそれほどまでに渡ってないと思います。40年たってるのか三十何年たったのかちょっと。詳しくは分かりませんが、全面改修すれば当然耐用年数っていうのは延びるんだと思うんですけども、当初立てた、年数経過によって、耐用年数は、自動的にそれがすぎれば、なくなるのか、残存価値だけになるのかどうなのかいや、改修することによって、これだけ長寿命化でできるんだということになるのかどうなのか、もう一度、説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員おっしゃるとおり、これは耐用年数が延びるんじゃないかと、理解のもとに話をさせていただきます。しかしながらRC造、鉄筋コンクリート造の住宅について、耐用年数70年というのは変わりません。ただ、そこにお住まいの方々の使い方によってはですね、いたずらに水関係が悪くなったりとか、あらゆる部分が悪くなって、その耐用年数70年を維持出来ない解体しないといけないということが生じてきますので、きれいに使っていればですね、耐用年数70年過ぎてもいい環境で生活することができる、いうふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 鉄骨の場合には70年ということで理解しましたけども、この平原、失礼、湧淵団地、あるいは、平原団地以外の長寿命化といいますか、改修、全面改修の計画はあるのかなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは令和5年から14年の中の10年間においてですね、湧淵、平原団地ですね、ほか全面改修を、予定、行う予定の団地等については、今現在においてはありませんけども、長寿命化計画の中で、やはり改築、建て替えが必要な住宅というのもございます。それについては、次の（4）番のところでお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、今のところまだ明確な回答はなかったんですけども、木造のモルタル平屋建て、あるいは古い町営住宅ですね、ですね、あるいは二階建ての中、町営住宅というのが多数ありまして、入り口の扉を板で打ちつけておって、入れないようにしておるのが特に赤池地区に多く見られるように思います。こういった入居拒否している戸数というのはどれくらいあるのか、全体で多分1,900何がしの町営住宅があるのではないかと思いますけども、どれほど打ちつけて、入居させないようにしておるのかどうなのか、その辺の数は把握しておられますか、どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これについてはただ、改築等も建て替え、改築といいますか建て替えます。前提の上で話をさせていただきたいと思いますが、旧赤池については157戸、旧金田については3戸、旧方城については17戸の合計177戸が、今現在入居を停止しております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 177戸を入居停止か、拒否じゃなかったんですけど、停止しておることではありますが、この木造モルタル平屋建て、あるいは二階建ての町営住宅、全部で1,900何がしかだったと理解しておりますけども、これを2番目の答弁のときに、ちょっと含みを持たせておりましたけども、町営住宅を減らすつもりなのか、あるいは時期をみて、建て替えを行うのかどうなのか、町長の見解をお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 管理戸数につきましては減らす方向で検討をしておりますけども、この木造平屋建て建築年数が古い建物、その中においてもですね、長寿命化計画の中で建て替えいうのを前提にしてるところがございます。建て替えを予定している団地につきましては、上野地区の天郷団地でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今上野地区で天郷団地ということだけでありましたけども、それ以外の、特に赤池、157も入居停止しておるんですけど、その辺についての建て替え、る予

定といいますか、考えは、今のところないのか、あるいはこれから検討するのかどうか、お答えください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今議員おっしゃられた赤池地区に関してですけれども、この中で管理戸数を減らしたいということで検討しているのが、赤池に高尾団地というものがございます。この高尾団地につきましてはですね、下が鉱害地区でありですね、ここにまた団地を建てるということについては今現在、これについては検討しておりません。できるだけ退去を求めて、ここは解体していきたいというふうな考えで今現在進んでおります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 下の土地が鉱害地区ということであるならば、確かに建て替えというのはそのままの建て替えというのは難しいかと思えます。そういったところについて、計画は分かり次第ですね、また、ぜひ公表していただきたいと思ひ、次の質問ですけれども、県営方城団地でも今、何棟かが、外にネットを張っておって、改修を進めておるようでありますけれども、県営住宅の入居条件と、町営住宅の入居条件は同じなのか違うなら違うのか、その辺、分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 収入基準では、県営団地と町営団地につきましては条件は同じでございます。ただし、県営団地については間取りによっては、世帯での入居が条件となっている場合があるようでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 県営団地の場合には方城と金田、また金田にも、たしか団地があるようでありますけれども、そういったところと相まってちょ、町営住宅の有効活用といいますか、住みやすい町営住宅というのを心がけていただきたいと思ひます。

次の質問ですけれども、町内に空き家が目立つようになってきております。先ほど同僚議員からの質問でも、かなりふえてきておるといふことでありますけれども、昨年4月、昨年のなんがつやったかな、令和4年度に行ったということでもありますけれども、この空き家であっても、固定資産税っていうのは、確実に着実に課税しておるのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 課税につきましては、適切に行っていると聞いてます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 適切に行っておるといふことでありますけれども、何か私の調べたところでは、いわゆる相続がうまくしてなくて、相続権者は、複数、多数いて、誰が相続して

るか分かんない。ただ、税金を払ってる人はいたみたいですけども、そういった払える人には払ってもらおうというのが、税金のとり方だと思いますんで、ぜひ適切に課税をやっていただきたいと思います。危険な、特定空家というのは、今現在、確か方城中学校の前のところに、今もう更地になっておりますけども、草ぼうぼうになっておりますが、危険な空き家があつて解体したと記憶しておりますけども、今現在、危険な特定空家というのは、ないのかどうなのか、あるとすれば、いつまでにどのようにやるのか、お考えを教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 言うことは分かりませんが、これ議員の質問の中にな、質問と理解してよろしいでしょうか。はい、この分については担当課より御説明申し上げたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、若林課長。

○防災管理・管財課長（若林 友克君） 防災管理・管財課若林ですよろしくお願いいたします。特定空家でございますが、今、町長言われたように、質問内容にありませんでしたので件数等は、後日、調査してお答えしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） じゃ、2番目の質問に移ります。教育施政方針についてお尋ねします。金田義務教育学校の建設が、たしか3年前終わったと思いましたが、そのあと伊方小学校、建てかえるんだというふうに、サウンドと申しますか、宣言しておったと理解しております。ところが、今回の教育長の教育施政方針では、社会教育施設統廃合後に伊方小学校の建て替えを、に取りかかる予定だということで方針変更しております。どうして、金田の次は方城という、ごめんなさい、伊方小学校ということで、私どもも認識しておったのに、どうして方針を変更したのか。一般町民にも分かりやすく、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これについて回答させていただきますけども、今現在、この計画はですね、変わっておりませんで実施年度が若干延びたというふうに理解いただきたいと思います。これについては、当然、財源が必要になりますけども、その中で、過疎債が延長になったというのが非常に大きな部分でございます。過疎債が適用できる伊方小学校につきましては、公民館等の急ぐ部分の整理統合の後に計画をいたしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） たしか合併特例債も延びて、もう少し残額があるのではなかったかと思いますが、過疎債が福智町にも適用され、さらに10年ですか、使える年度が延びたということで、それを活用したいということの説明がありましたけども、社会教育施設を先

に建てかえるということでもありますけども、方城分館、あるいは体育館建てかえることについては、確かに以前からひび割れだ、雨漏りだ、もろもろで改修といいますか、修理を加えておりましたけれども、とうとうもう修理もきかなくなったのかなと理解しておりますが、方城分館、体育館を建て替えることについては私は異論ありませんけども、赤池中央公民館あるいは体育館というのは、方城は、完成した暁には、やがて解体するのではないかなと想像しておりますけども、その辺、どういう方針なのか、あるいは跡地の利活用策というのは、どういうふう考えておるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この教育施設等ですね、活用計画につきましては今、審議をいただいて答申をいただいております。その中であってですね、赤池中央公民館及び体育館について、ですけども、非常に老朽化が進んで危険な状態にあるというのは御理解いただいていると思いますけども、この部分についてですね、今活動が制限されている、そういう部分については、整理統合というのも当然必要なところと理解しております。その中で、やはり有効活用できるように、今現在、この中にもありますけれども、方城支所の中を活用したりとか、今度新しく、体育館とか公民館建てかえる中に入れたりとか、そういう有効活用ができるようにですね、そして（フ）の、20万都市と言われておりますけどもその規模の施設は必要ない。ということで維持管理費の削減には、当然考えないといけないということから、合併特例債、過疎債が今使われる状況にある中で、早急に整理をしてということで、今現在、整理をしているところでございます。で、この活動計画改築計画、そういう部分が正式にどこが1番でどこが2番どこが3番というふうにですね、計画が出来ましたら、ぜひ議会の場でも、お伝えさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） まだ今現在は固まってないというふうに理解しましたけども、ぜひ、後の利活用というのか、土地の利活用、活用なりなんだっていうのは、きちっとやっぱり決めてからですね、提示をしていただきたいというふうに思います。次の質問ですが、不登校の児童生徒にとのコミュニケーションを図るツールとしてタブレット端末を使ったオンラインによる相談、学習支援など、個別支援を行うと、教育長の教育施政方針にはうたっておられますけども、これは、いわゆる担任の先生、あるいは副担任の先生がやるのか、あるいは、そういった、タブレットを使うということで、特別のというか専門の先生にやっていただくのかその辺、どういうふうにやるのか、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 教育長より報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。不登校についての質問でございます。森野議員からもですね、質問にあった、ありましたように、またこの不登校についての本来のやり方についてということですが、一応正規にはですね、担任、また副担任、また状況によればですね、管理職もまじってですね、対応しております。また福智町にはですね、適応指導教室下田川があつて、糸田と一緒にやってる日の山学園というのもあります。またそこのおる教員も協力してくださってですね、対応していただいております。それと県立大学の女子大生もおられまして、一応その方たちも学校のほうに入っていていただいて、不登校の対応とかですね、そういう形、対応にもですね、当たっているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 担任副担任だけでなく、管理職が対応しておる、あるいは適応指導教室の先生方が対応しておられるということ、あるいは県立大学の学生が対応しておるということで、多くの知恵といいますか叡知を借りて行っておるということで、少し安心しましたけども、やはり、不登校、なりたくてなってるのではないと思います。いろんな事情があつて、不登校になったということなんでですね、ぜひ、不登校の児童生徒に対して、そういった手厚い指導といいますか、そういったことをぜひこれからも続けていただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。人生100年時代を迎えようとしております。健康で長生きするための、いわゆる高齢者大学、名称が変わって、いきいきサロンということで名称が今年から変わったようでありますけども、いきいきサロンのさらなる充実を図るべきだと私は信じております。特に、今回歌謡が廃止されたというのが非常に残念でありますけども、ただ、体を動かす、健康保持のための、いきいきサロンに充実したという、担当係長のちょっと説明を聞いた記憶がありますけども、体を動かすことももちろん大切ですし、大きな声で歌うという誤嚥防止にもなるし、やっぱり必要じゃないかと私は思います。そういった点で、令和5年度廃止になりましたけども、ぜひ、次、検討するときにはですね、もう一度復活するように、ぜひ要望したいと思っておりますけども、教育長見解どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、福智町いきいきサロンについての質問でございます。またこのいきいきサロンはですね、前の名称で言いますと、高齢者大学といった形で、先ほども申しましたように、将来ですね、教育施設の統廃合というような形で、計画されております。それに伴う意識改革というような形で計画しております。そういった名称も変更しながらですね、また会場も変更しながらというような形で、今現在進めております。また今年度からそういう形で取組まするので、カラオケについてはですね、他のところでやられておるというような形から、また

いろいろ今年やってみてですね、いろんなアンケートをとりながら、また開設が必要であればですね、開設に向けた方向でというような件という検討ということにさせていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 来年度については、明確に答えていただきませんでしたけども、ぜひ、復活を期待しております。教育施政方針の最後でありますけども、英語によるコミュニケーション能力の重要性を学び、ハワイ州中学校との交流を実施すると、突然、令和5年度の教育施政方針でうたわれております。これをやるについて、何らかの背景というのか、いろんな働きかけあるいは先生方のいろんな努力があったんじゃないかなあと。勝手に想像しておりますけども、この実施の背景というのをもしよろしければお聞かせ願いたい。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、ハワイ州との交流事業でございますが、これはですね、町長がですね、グローバル人材の育成という形で大きな柱をあげております。またそういった中で、一応国際性を持つですね、児童生徒は育てていきたいという中で、昨年からですねオンラインによるハワイとの交流を、もう既に実施しておりました。3中学校、全ての学校でですね、またそういった取組の中で、次はステップとしまして、今度は交流のほうにですね、入っていこうという形で、県人会、またハワイにあります県人会等の連携によってですね、計画しておる最中ですねこの目的についてはですね、こういったグローバル人材を育てて、将来の福智町のリーダーになっていただきたいというような形で、今後応募してただ行くだけじゃないというような形でいったものをですね、地域に貢献してもらおうというような形で、大きな目的を持っております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 昨年から既に、オンラインで実施を持ったということで、ちょっとその辺は、私、認識不足であってもうしわけなかったと思い、思いますけども、ぜひ、こういった、実際に、ハワイに行って、ホームステイするなり、いろんなことをやるんじゃないかと期待しておりますけれども、どれくらいの規模でどれくらいの期間行かうかどうなのか、教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 一応今年度ですね、計画については、まだ確定しておりませんが、生徒10名程度という形で、4泊5日のですね、日程をですね、あ、4泊6日ですね。時差の関係で6日になります。一応そういった計画をとってるところでございます。でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 生徒10名程度ということで、当然、小学生じゃなくて中学生対象ですね。はい。そういったリーダーを育てるためにやるということで、沖縄の中城とも兄弟都市交流がありますし、ハワイとの中学校との交流というのも大いに結構ではないかと思います。当然これは、町がある程度負担、出すと思うんだけど、本人負担というのものもある程度あるのかどうか、その辺も教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、当然ですね。ただ、無償で行くつちゅうわけにはいきません。2割程度ですね、徴収するんじゃないかと、今から公募していきますんで、その状況次第ということになります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 次の質問に移ります。高齢者の足の確保等について、今年の9月末で、西鉄バスの金田方城線が廃止されるということでもあります。朝の通勤時間帯に、数名、1、2名だと理解しておりますけども、乗ってるのを見かけることがありますけども、これまでの、福祉バス、あるいは、今年から始めてるAIデマンドバスということで、この西鉄バスの代替というのを、かわりになるというのか、代替性があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） まず最初にですが、議員おっしゃる高齢者の足の確保というのは選手もなさるかなというふうに理解する人もいらっしゃいますので、交通手段の確保というふうに言葉を変えていただくとありがたいと思います。で、1番目の西鉄バスの代替の部分なんですけども、西鉄バスについては8時30分から17時までの対応可能ということなので、時間外については、ほかの手段による移動となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今現在の福祉バス、社協が運行しておるようでもありますけども、福祉バスと言いながらも、乗降者口にお金を入れるような箱を設置、設置しておって、心ある方は入れてくださいというようなニュアンスのことで、社会福祉協議会の収入になっておるというふうに理解しております。実際に、社会福祉協議会の、それぞれ年度ごとの決算書では、福祉バスに入っておるコインっていうのか、月にどれくらい入ってるかちょっと分かりませんが、そういった収入というのは、社協の決算書では明確に、区分というのが表示されておるのかどうか、把握しておられるかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 詳細につきましては確認はいたしておりませんが、収支決算、資金収支、計算書の寄附収入の一部というふうに計上されているというふうに理解しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 寄附収入ということで、表示されておるといことで安心してしましたけども、この、今年から試行的に行われておる、AIデマンドバス、ふくーるバスという、表示をされておるようでありますけども、これは今現在、無料で運行しておるのか、有料なのか、あるいは、今、無料であれば、これから本格実施する場合には、幾ら各個人から徴収をするのか、あるいは全く徴収しないのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このふくーるバスの有料化ということについては議論として上がっております。4月から9月までの実証運行につきまして、無料にするのか、10月からの本格運行に向けては、有料にするのか、この部分については町独自の判断は決定しませんで、住民の皆様のアンケートで、よりよい料金というのを設定する予定に考えているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 住民アンケートをとった上で決定するということでもありますけども、いわゆるオンデマンド、っていいですか、になれば、ある程度は私は徴収してもいいんじゃないかなあという感じがしますけども、そういったアンケートをとった上で決定されるのであれば、それを踏まえて、ぜひやっていただきたいと。現在、運行は社協に委託してると思いますが、福祉バス、あるいは、AIデマンドバス、委託費はそれぞれ、半期なりひと月幾らということになってるのか分かりませんが、それぞれ幾らになっておるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 詳細については担当からより申し上げますけども、今現在ですねこれが有料にするのか、無償で運営するのかというのは、有料にして料金を徴収すると。緑ナンバーということで運転手の方々にもいろいろと迷惑がかかる部分がございますので、寄附の一部として、これ料金設定するのかというのは、これからの話合いの中で決定してまいりますし、委託する、4月から9月までの実施運行料金については、担当課より報告させていただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課長、木村さんどうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくり総合政策課の木村です。よろしくお願いたします。3番目の質問に少し先に戻りますが、9月までのテスト運行中は無料でございます。10月からの本格運行につきましては、有料の予定で検討を今進めているというところです。先ほどアンケートのお話がありましたが、令和2年2月に1度、福智町公共交通に関する住民アンケートを行っております。その中では、200円の割合が40%で最も多く、次いで300円となっております。また、令和5年2月に実施したふくーるバス利用者へのアンケートには、100円の回答が最も多く、50%を占めており、次いで200円が33%というふうになって

おりましたので、こういったアンケートの結果も踏まえて、今後、検討を進めたいと思います。
で、4番目の委託料についてでございます。ふくーるバスにつきましては、4月から9月までの
実証運行の委託料が1,438万2,000円となっており、10月以降の本格運行での委託料が
2,136万8,000円となっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 1,438万あるいは2,136万8,000円ということであ
りましたけれども、実際に今、現在、試行的に行われておる利用者の1日当たりの状況というの
はどれくらいの利用者があるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ふくーるバスについては、1日平均81名の利用がございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 福祉バスの数はどれくらいなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福祉バスは、1日平均16名です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） やはり利用者としては、ふくーるバスですか。オンデマンドの、
やっぱり利用が便利だということで、そちらのほうに流れておると。いうことはよく分かりまし
た。ぜひ、10月から本格実施する場合に、その辺を踏まえて、どのようにやるのか、よく検討
してから実施をしていただきたいと思う。高齢者の足のごめんなさい、交通手段として、今年度、
タクシー券を、700円掛け4枚の2,800円配布するというのを今回の補正予算で上がっ
ておりますけども、これは今年度限りの施策なのか、次年度も引っ張るような、引っ張るとい
うか、検討するようなことはないのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは、国の地方創生臨時交付金を活用した事業になりますので、今年
度のみの事業でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 国の臨時交付金を活用するというので、今年度限りとい
うことで、多分、コロナも、2類から5類に変わっておりますし、もう令和6年度は、コロナに対
してのいろんな交付金というのは、多分、国ももう出さないんじゃないかと、想像しております
んで、今年度限りということはやむを得ないかなと思います。次に、同じ質問ですけども、70歳
以上の高齢者に、敬老祝い金2,000円、これは従前どおりでありますけども、別に商品券
8,000円、配布の予定だということでありまして、これも今年度限り、ということ。はい、

理解しました。

じゃ、最後の質問に移ります。はい。産業廃棄物が上野地区の田畑。畑なんか田んぼなのかちよっと分かりませんが、一時仮置きされていると聞いております。これに対して福智町はどのように対応しているのか、お尋ねしたいと。産業廃棄物処分場の開設というのは確か、県の許認可事項ということで聞く、及んでおりますけれども、上野地区は、県の許認可を得ておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この上野地区に関しましては、許認可は受けてないというふうにお聞きしています。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、一時、仮置きということであるならば、いずれは正式な産業廃棄物の処分場なりに運搬、あるいは移送するということが必要になると思いますし、あるいは、燃えるような廃棄物であるならば、セメント工場なりで焼却し処分すべきだと私は考えておりますけれども、今現在どういう状況になっておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この現場につきましてはちょっと確認をさせていただきましたけれども、許可をとってないでここに産業廃棄物である木材等は置いてあるというふうに理解しております。これについては、福岡県の保健環境事務所がですね、所有者の方々、その材木を置いた業者の方々に、産業廃棄物処理改善計画というのを出して、早急にこれを撤去するような方向で今調整をしてるみたい聞いております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 県の保健環境事務所のほうで、改善計画を出せということで実際の所有者なり、やられた方に対して、改善計画を出すように指導しておるということでもありますけれども、こういった指導に対して、実際に怠った場合にですね、あるいは、こういった方法と気になるのかどうかちょっとあれ、こういったことに対して、罰則というのか、罰金、何万円か1,000万かどうかちょっと、ちょっと分かりませんが、あるいは何か月、6か月以上の懲役刑だとか、そういった罰則があるようにちょっと見た。廃棄物法除いた限りではそういったことがあるように思いましたけれども、実際に、これに改善命令なり、計画を提出するというところで、指導に従わなければ、罰則の適用というのはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 県の指導としましては改善勧告や改善命令を行うということになっておりまして、その部分については、今現在この登記されてる方には、それを行っているというふう

に聞いてます。まだそれでも従わなかった場合においては、福岡県において、刑事告発を検討するというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） そういった命令、勧告、命令なり従わない場合には罰金なり懲役刑なりの処分が下されるということで理解しました。実際に、こういった田畑とといいますか、耕作放棄する所有者とといいますか、あるようでありますけども、こういった耕作放棄する場合には、福智町の農業委員会っていうのは、全くノータッチなのか、あるいは、いろんな指導、勧告っていうのはできるのかどうなのかを、

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） こういうことはあっちゃいけないということでございまして、耕作放棄をする場合というよりも、耕作放棄をさせないための関与というのは農業委員会のほうで関わっております。この農業委員会が農地パトロールを実施し、農地の地権者に対して助言指導を行い、遊休農地の防止には、今現在進めております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農業委員会として、助言、指導を行えるということで理解しました。福智町では、田畑の耕作放棄、あるいは、特に長浦地区だったと思いますけども、田んぼにもう杉、ヒノキを植えて、山林となっておるようなところもあるようでありますけども、樹木を植えたり、あるいは果樹を植栽しておる。田畑の面積というのは、農業委員会で掌握しておるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 全てを把握しているわけではありませんけども、農業委員会の台帳の地目に他において、およそ84ヘクタールが樹木等の山林化及び耕作目的以外で使用されている面積として把握しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 84ヘクタールが山林化されておるとい、データというか、あるということでありましたけども、こういった山林、になった場合には、当然田畑と違って山林の場合には、固定資産税っていうのは、多分ゼロに近いのではないかと思いますけども、そういった固定資産税というのは、大幅に変わってくるのではないかと思います、その辺はきちんと、きちんとというか、減額しておるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その詳しい内容につきましては、担当課より説明させていただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長、山本君。

○税務住民課長（山本 一博君） 税務住民課長の山本です。よろしくお願いたします。今おっしゃる樹木等の部分につきましては、今後、計画の事業担当のほうで見直しを行い、委託をしていくということでございます。この正確な面積が出まして、その内容について十分検討していきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっと余りよく説明が理解出来なかったんですけども、いずれにしても、田畑と山林では、固定資産税が大幅に変わってる、多分、多分限り、限りなくゼロに近いのではないかと思いますけども、その辺はきちんと課税しておるのか、いや、税金は取っていないのかどうなのか。もう一度説明してください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 文書をいただいておりますけども、3か年計画で福智町の農業振興地整備計画の見直し業務委託を今現在行っております、正確な面積につきましては令和7年1月に把握できるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 3回目の質問、これでやめますけども、ぜひやっぱり税金というのは、安くなるのであるならば、払いたくないというのが人情であります。そういった点で、ほぼ、本人が申告というか、山林になってるんで、税金を払わないというようなことを言うのが普通じゃないかと思います。そういった点で、税務住民課として、田畑の課税をしておることについて、住民から言ってくれば、当然、無料に近いことにせざるを得ないんじゃないかと思います。3回目なのでこれでやります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、沼口富生議員の一般質問を許可します。

○議員（12番 沼口 富生君） 12番、沼口です。一般質問の通告書に従って、質問をいたします。

1点目はふるさと納税の新たな寄附者の獲得のための地場産品の創出、そして拡大と、返礼品の制度、提供が可能な企業誘致と、町内の返礼品、提供業者が、新商品の開発、販路拡大に対する補助金制度ということ、の質問をしたいと思います。町長施政方針の中で、町内の産品の受注者が23%にとどまっている、そういう現状をですね言っておられました。それも打破するために、町内における地場産品の所有者もちろんですが、拡大、最大重要課題となっております。それで、そのために、返礼品の製造、提供が可能な企業誘致を行うというふうに言っておりました。

た。さらに町内の返礼品提供者が、新商品の開発、販路拡大に取り組める、環境を整備するための助成補助金制度というふうに言っておられました。最初に22%という、町内のですね製品の提供者が少ない、そういうことでいえば、これは他地区の業者に業者誘致をしてですね、その産品をふやしていくという趣旨だろうと思うんですけども、人たちにその補助金を出すということと、これは町内業者、町内の方が、そういう製品をつくったとしても、補助金を出すのかどうなのか、最初に質問します。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 外部の方々の誘致のために奨励金を出すというふうに申しましたけども、これも全部が全部返礼品として認められるわけではございませんので、条件等がございます。詳しい内容については分かりませんが、全てが返礼品として町内業者に認め、事業費の奨励金を払うと、そういうふうになるのかといいますと、やはり条件等がございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 例えば地元企業の、もちろん個人も含めてでございますが、販路拡大開発をした場合ですね。補助金の制度は個人としても適用されるのかどうかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それについては個人でも結構でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 率直に言ってですね、今福智町に企業誘致が出来てるのかということを見た場合ですね、多分ほとんど出来てないだろうと思います。そして、この返礼品のさ、産品をですね、さらに福智町で拡大してほしいという内容ではですね、なかなか条件もあるだろうと思いますが、企業誘致ができるのかどうなのかという、心配するところがございます。ただ、問題は、先ほど町長の条件というふうに言いました。例えばその、どのような条件がクリアすればね、補助金が出るのか、そして、これがお金の件はまだ決まってないでしょうけれども、どれぐらいの人たちがその検査をすとか、どのような人たちが決めるのか、そういうことが決まっておれば教えていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件、事業所の設置奨励金と地場産品の創出拡大奨励金というのは、このふるさと納税が、福智町でもかなり高額に、納税していただいているということを受けてですね、やはり、知恵を出した中で、この2つの奨励金を設けるというのは当然のことだと思いますけども、内容につきましての詳細につきましては、担当課より説明させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まちづくりの木村でございますよろしくお願いいたします。地場産品の創出拡大奨励金につきましては、すいません。失礼いたしました。地場産業の創出、拡大奨励金につきましては、既に事業所を擁する地場産品の創出企業、中小企業に限りますけれども、その当該事業所において、商品開発や製品拡大、販路開拓、その他、売上げ拡大等のために要した費用について、助成するものでございます。当該奨励金の交付金は、当該年度、1回きりとしておりまして、上限を30万円と定めているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ちょっとよく分からなかったんですけど、売上金とかそういうものに関して、補助制度を出して、補助金を出すということでもいいですか。ああいう条件がね、大変難しいだろうと思うんです。だからその、例えばその企業が来てここで何かを生産をしてその金額に対して助成補助金を出すのかどうなのか、そしてまたそれを誰かが検査、検査という言い方わるいけえ、認めないかんから1人でするわけじゃないと思うんでその体制はどうなってるのかということが分かればいい。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 失礼いたしました。先ほどのへん、例えば事業、事業所設置奨励金につきましては、事業を設置して、返礼品をまず出していただく、その返礼品の売上げっていうか、寄附があった額に応じて、上限を30%、売上げの30%を上限に、奨励金をお出しするということになっておりますので、寄附金がたくさんあれば、それなりの上限の中でお支払いができると、寄附が少なければ、それに応じた金額しか、奨励金をお出しすることが出来ないということ、なります。また、その奨励金の対象になるのかという審査につきましては、事業所の設置につきましては、法人税の課税がなされていない事業所を新設する場合や、投下固定資産総額が1,000万円を満たない場合、または、倉庫や法人、無人施設などの製造等を行わない事業所である場合は、対象といたしませんので、そういった審査は申請の段階で確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） このことがですね、できれば、本当に雇用の拡大に行われますし、福智町の発展のためにすかつながると思います。ただいま言ったことがよく分からないんで条件と、簡単に箇条書きにしてもらえませんか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 簡単にとというのはちょっと難しい部分があるかもしれませんが分かりやすいように、やらせていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 次の2点目に入ります。これは昨年も3月の議会で、町長の施政方針の中に触れておりました、福智山麓を中心とした地方創生プランの進捗状況についてお伺いをいたします。平成18年3月6日に三町合併をしております。17年が経過をしておりますが、これは福智山だけではありませんが、人口減少がですねずっと続いているというのが、どの町村でもあっておるところです。それで、交流人口をふやして、定住人口をふやしていくという、この、福智山麓のプランについてはですね、話は何か、前回も聞いたんですけども、それ以降の経過がですね、よく分かりませんので、ぜひ、もう少し、決まったところがあればですね、教えていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 現在旧天郷荘跡地や、青年の家の跡地を活用した、集客事業の運営についてはですね、民間業者を含め、地元の方とも協議を行っており、今年度中には具体的なプランを作成したいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） まだ具体的に決まってないということでもいいですかね。ただ、前回質問しましたように、福智山麓にはですね、自然を含め多くの地域資源があります。これをぜひ利用していただきたいということと、これも前回言いましたように、関係者からの条件、例えば、エドヒガン、虎雄桜、上野焼、白糸の滝、いろいろなですね、自然があります。そのほかにもですね、桜の自生地があるわけですので、そういうところを最大限利用していただいて、今、福智山登山のですね客が非常に多いという、皆さん御存じのとおりでございます。それ、その人たちが、その散策コースをもう1回行く、そして、食事ができる、そういうですね体制をぜひとっていただきたいと、私は思っておるところでございます。散策コースについてはもうこっちがかってに言ったことではありますが、そういうですね、コースをつくるというのも一つの大きな手段ではないかと思えますので、考えていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおり、福智町の自然を活用した魅力発信というのがまだ微力であるというふうに判断しております。この中に、自分も、上野山麓、福智山麓をですね中心に地方創生プランも立案するというところで、今現在計画中でございますけども、その中で参画できる、民間企業の方にも話は入っていただきますし、地元の方々とも調整は今現在行っております。その中でそれ以外にですね、上野焼の魅力発信とか、酒蔵キャンプ場、飲食店、その誘致についてもですね積極的に取組、各地域の資源連動による地域全体の魅力向上というのに努めてまいりたい、いうふうに考えておりますし、そういう白糸の滝上野焼、それから、桜、そう

いった部分のコースにつきましてはですね、今現在、ボランティア観光ガイドという皆様がいらっしゃいます。その方々とも、町内の魅力をどういうふうに発信したらいいのか、そういう観光コースの作成というのも、今現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひそういう流れをですね、参考にさせていただいて、上野だけじゃないんですけど、方城にかかったあの桜の名所とかそういうものをですね、生かしていただきたいなというふうに思ってます。次に行っていいますか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（12番 沼口 富生君） 3点目は、これは空き家の関係なんですけども、これはもう2人の方がですね質問しましたので、簡単に説明をしたいと思います。空き家の解消に向けてはですね今言ったとおりで、ある程度、ある程度と言ったら語弊がありまして、少しは進捗をしているということのようです。ただ私が前もこれは言ったんですけども、空き家の定義というものはありません、水道が通ってない、電気が通ってないと、そういうところしか空き家として認めない。しかし、それ以外ですね、空き家みたいなところがたくさんあります。自分の家の近くにもあります。それはぜひ何かの参考にさせていただきたいと思います。ただ問題はですね、これ私が一番よく知ってる場所なんですけれども、地権者と連絡がつかない、どうしてもつかない、そういう大変に困った状況が出てきております。当然ですね、田舎に住んでますんで、木が大きくなり、草が生え、葉が飛ぶ、そういう状況で、地域の皆さんには大変大きな迷惑をかけております。それを何とか改善してほしいということで、前の課長のときからいろいろ言っておりましたが、地権者との問題があつてなかなかそれは難しいということなんです、私たちに言ってもらえれば、自分たちはどうしたらいいのかという話になるんで、ぜひこのことはですね話を進めてほしいなというふうに思ってます。誰に連絡していいかわからないという最大の課題である、ありますし、役場の方は分かっているんだったら、その連絡をですね、やっばきちっとしていただく、そして、できるできんは、地権者の相続の問題とか、そういうものが多分出てくるんだろうというふうに思いますが、そういうことをぜひですね今から先もやっていただきたいと、これ2人の方がもう質問しましたので、御答弁はいいですか、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。もう1点は、最近法務局に行くとはですね、相続は義務化だよということで、チラシをもらひます。これ、平成6年4月4日から、相続の義務化というのがあるんですけども、それと直接は関係ありませんけれども、そういうですね全く地権者がたくさんいてどうなってるのか分からないというようなところとか、そういうところについては、役場とは直接関係ありません。もちろんですね、ただ法務局がどういふ対応するのかということだと思ひておひますが、そこはちょっと、役場と地権者の法務局とちょっと話合ひをしていただひてという話にはならないかという

ことと、もう一つは、その中に書いておるんですけども、土地は国家に、国庫帰属制度というのはあるということなんです。しかし、家が建ってるとかそういう土地は要らないと言っておりますので、なかなかこれも整理が難しいだろうと思います。そういう中身でありますので、ぜひ、法務局との話合い、そういうものをしていただきながら、このことを解決するいい方法がないのかということなんかをですなぜひ、協議していただきたいと思っております。どうですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。この空き家に関しましては、まず相続人の調査っていうのが一番大事になりますけども、皆さん相続人になりたがらない。だから相続人が誰なのか特定出来ないという問題もございますので、やはりここはもう法務局あたりとの協議が必要になりますので、それは引き続き、法務局のほうとしても、力を貸しますよという返事はいただいておりますので、早期に聞き取りをしながら、周りの方々に聞き取りしながら、納税者、それから、相続人というものを特定していきたいというふうには考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひよろしく申し上げます。本当にこれはもう、自分の家の前の空き家のことで非常に困ってるんで、あそこだけじゃなくてたくさんの方がですね困ってると思いますので、そういうことを進めてほしいなと思っております。そこは、今、地元ですな、勝手に草切っていいよ、木を切っていいんやかと言いながら、切ってます。そうしないと危ないからですね、そういうこともしておりますので、ぜひ、役場としても積極的に取り組んでいただきたいと思っております。議長続けていいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（12番 沼口 富生君） 4点目については、これは終わったことといえば終わったことなんですけれども、支所の廃止、そして診療所の統廃合について、これはよく住民の方から言われます。施政方針の中にも書いておりましたように苦渋の決断、身を切る改革で、支所廃止と診療所の統廃合を行ったと書かれております。ただ、このことによってですね、非常に困ってる人もおるといふ事実もありますので、何とかならないかということで話を今したい、しております。ただコンビニへ税金の納入など、住民税の、住民票の取得など、そういうことができるわけなんですけれども、どうしてもですね、やっぱり役場に相談をしたいというところは、コンビニに行っても相談できるわけではありませんので、そういう思いで、私は、どういうふうにしたらいいのだろうかということで思ってます。ただあの、いいことに言ったら語弊ありますが、旧赤池支所方城支所は、とりわけ方城支所にはですね、教育、教育委員会が入っております。赤池支所がなくなっただけあそこはないんですけども図書館があります。そういうところがですね、あるので、例えば、住民相談所みたいな窓口をつくっていただいて、そこに人員を配置をせえということでは

ありませんが、当然財政的な問題がありますので配置、配置ということ言ってるわけではありませんが、そういう大きな看板を上げていただければ、そこに相談に来て、何かの話をして、その担当者が直接役場の関係者に連絡をすると、そういう体制がとれるのではないかというふうに思ってます。ぜひそのことをですね検討していただきたいと思っております。これは実は本当の話が、今水道課が福智町にありません。それでそこにある住民が訪ねて行っていったということですが、全くちんぷんかんぷんになって分からんということで、直接、自分のほうが田川に電話したということもあっておりますので、ぜひ、そういう相談所、まだ役場の場合に横に職員がおるからいいけどですね、そういうところをつくったらどうだろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 沼口議員がおっしゃっている部分については支所の廃止及び診療所等の統廃合の反応はということで質問されてますけども、この問題に関するデメリット、そういう部分についてどう思っているのかというふうに理解して答えたいと思っておりますけども、今現在統廃合、支所の廃止というのは、平成19年に行財政改革大綱ということで、これについては町民の方々、議員の方々、有識者等が一堂に集まって、大綱を答申しております。これについては、平成19年、20万規模の都市を、福智町は今現在持つてるのでこれについては統廃合が必要であるという方針というふうに理解しております。その中で、支所の廃止についてはですね、単純に支所の廃止ということで提言されておりました。しかしながら、これに対応する部分がやはりないと、サービスをなくしていいかということにつながります。その中で、やはり行政として、コンビニ交付、そして、各町にありました郵便局でも交付ができるということ、末永くゆっくりと丁寧に説明していきたいと思っておりますけども、やはりそれを、交付を希望している方々は、その交付だけで終わるんじゃなくて、やはりそこに来て会話をしたい、そういう方々もいらっしゃいます。そういう部分についてはやはり人対人で対応しないといけない部分というのがございますけども、やはり、これについては、町民の皆様方には、このコンビニ交付や郵便局交付に浸透してきたことによってですね、やはりメリットとして捉えていただきたいというのを丁寧に説明していかないといけないというふうには思っております。また議員おっしゃいましたけど、人の配置等についてでございますけども、やはりそこに人件費等が発生いたしますので、私としましては、やはりこのコンビニ交付や郵便局に、交付できることに早くなれていただきたいというのを提言したいと思います。しかしながら、やはり、それだけの単純な交付申請、それだけの機械的な部分じゃなくて、やはり会話により、様々な問題を抱えた方々がいらっしゃいます。そういうものを聞き取れるような体制というのもまた大事になろうと思っておりますので、それにつきましては、本庁のほうに来ていただいて、意見を述べていただくとか、そういう部分で対応したいというふ

うに考えております。で、一番大きな部分は提言のみならず、やはり赤字の額になります。単年度赤字でしましたら、診療所につきましても、令和3年度には1億3,000万の赤字が累積赤字として計上されておりましたけども、令和4年度にはそれが統合することによって半額に、6,800万円と減少したという、財政的な面のメリットもございます。そういうのも御理解いただいてですね、やはり縮小しないと、経費が余分にかかるというのがございますので、それは、町民の皆様には負担をかけるようなことになりますけれども、ぜひ、合併した効果というのを理解いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 財政問題についてはですね、理解してるつもりです。ただ、私が言ってるのは、旧支所の、方城支所にも、赤池支所にも、教育委員会があったり、図書館があったりするわけですよ。だからそこに職員がいるわけですから、その人たちと相談を、もうすればそこ、そこから何らかの連絡がとれるという体制がとれないかということで相談窓口の看板上げたらどうですかという話です。だからそれは、そんなにお金かかることじゃないと思います。ぜひ検討してみたらどうだろうかと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今御提案がありました、方城庁舎跡、そして図書館、そこに総合窓口の設置は出来ないかということでございますけども、それは検討する材料というふうに感じてますので、今後にお任せいただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） じゃあ最後の質問になります。これも今回の施政方針の中で触れられつつたんですけども、令和3年12月に設置された福智町社会教育施設等検討委員会、この意見書を踏まえて、老朽化が進む中央、金田、方城分館を整理縮小じゃなくて、整理をしていくという話がありました。率直に言って、今の、その公民館というのは地域の、地域がなじんだ場所になってるのは事実です。赤池の場合は、体育館が使えませんが、非常に利用者が多いというふうに聞いております。そういう意味で、この教育施設検討委員会というものがあったのかどうか、私はよく知りませんでしたけども、その答申がどういうふうに出たのかというのを、今早めたの教育長と話してきて聞きましたけれども、ただ今後の方針としてね、今から先、今の中央公民館、方城、金田分館、それがどのようになっていくのか、もう既に決定してるのかどうかというような内容についてですね、方向性をお聞きしたいと。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、教育長より報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。先ほどからですね、施設の統廃合という形で質問を受けております。このことについてはですね、令和5年の町長の施政方針、または教育委員会の教育施策ですね、立案するとき、町長部局と煮詰めております。また先ほど伊方小学校の話も出てきておりますが、一応優先順位を付けてですね、付けて統廃合にかかっていくというような形で進め、考えております。まず、伊方小学校についてはですね、財源の確保が出来たというような形で、維持管理に費用を要する施設の統廃合のほうが優先順位が上だという形で進めております。またそういった中でですね、赤池、中央公民館、また、方城支所、場所にですね、一応、体育館等をですね建設しようという計画を今立てております。その中で町長から答申も受けて意見書もいただいておりますが、その意見書をですね、もう少し詳しく詰めてですね、方城分館のですね、利活用についてもですね、検討したらどうかと。というような形を今指示を受けております。そういった中でですね、進めていこうというふうに考えております。またその中で、検討委員会もですね、令和3年に立ち上げて学校、公民館関係団体の方たちに入っていていただいて、現在ですね、町長のほうに出しておいております。またそれを踏まえて方針立てて行っております。またこれは今現在の考え方でありますので、ある程度方向性がまとまっていったらですね、住民の方たちに、丁寧なですね、説明等して行っていきたいというふうに考えてるところでございます。あ、先ほどの方城分館ですね、方城庁舎の利活用でござい、方城庁舎、今の教育委員会側としてですね、使ってるところもですね、もう少しよう検討してみらんかという形で、町長のほうに宿題いただいとるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 方城庁舎を中央公民館。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 検討委員会ではですね、方城分館の跡地にですね公民館と体育館を建てる予定で答申いただいておりますが、もうすぐその後ですね、いろいろな意見等が町長のほうに寄せられて、方城庁舎のほうもですね、いろんな用途、また公民館を含むことが検討出来ないかというような、今指示いただいて検討に入っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 方向性がですね、今よく聞いて分からないんですけども、その方向性を出すわけよね。どんな、どういう人たちがメンバーに入ってやってるのかよく知りませんが、町民の意見、聞く場とかそういうのは、代表者が出てるってそれだけで終わってるんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 教育施設のですね、統廃合検討委員会というのは、公民館に関わる各

公民館、館に関係するですね団体の会長さん、また委員長を含んだ団体の方で、が委員としてメンバーに入っております。またそういった方から、今のところは意見書をいただいて、町長のほうに出しておるといふ流れでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） その人たちの意見が全てではないと思いますが、ぜひみんなが使いやすいようにですね、していただきたいと、今、確認しますと方城の、今、教育委員会を中央公民館にしたいというのは決まってるんですか。

○議長（皆川 高司君） はい。もう、沼口議員、もう4回目。はい、朝部教育長いいですよ。教えてください。

○教育長（朝部 英晴君） 決まったわけではございません。検討に入れという指示いただいておりまして、今から進めていくところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひですねやっぱり町民の皆さんのね、意見も聞けるような場所をぜひつくっていただきたいと、そういうふうにしております。それは教育委員会とか、役場しか出来ないことですから、ぜひ。終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） お疲れさまです。6番、尾崎さつき。本日は3項目にわたって、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初の質問です。近年、住民の健康づくり促進のため、ウォーキングや健康診断を受診するとポイントがたまり、商品券と交換できる健康ポイント制度を導入する自治体がふえています。隣の糸田町も最近始めています。日常生活の中で、適度な運動を行うことは、生活習慣病の予防改善、認知症予防、加齢による骨、関節、筋力等の運動機器、機能低下の予防にもつながりがあります。ウォーキングは、日常生活の中で最も基本的で効果的な運動であり、いつでも誰でも出来て、忙しい生活の中で、無理なく長く続けることができると思います。町長は、健康ポイント事業について、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 尾崎議員の質問にお答えさせていただきます。今説明質問がございました健康診断を受診するとポイントがたまり、ウォーキングをするとポイントがたまる、ポイント制度についてはですね、非常に参考にさせていただきたいし、現実、うちの町のほうでも、民間

を使いながらこのポイントアップ、制度を活用しようという、検討までは入っております。その中で、今、うちの職員も多数、参考にしておりますけれども、福岡健康づくり県民運動という中である福岡健康ポイントアプリというのを活用して今、ウォーキングがかなりの方がなされて、実施しております。そのポイントをですね、ためた中でそのポイントが有効に使えるというのが、その魅力でございまして、この生活習慣病、運動機能低下の予防には、やはり外に出て歩いていただくというのは大事、いうふうに考えておりますので、この健康アプリを活用した部分については、うちの福智町としましても、参加しながら、ポイント事業を行うようにしたいというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長の今見解の中に、前向きに検討に入っているという見解が行われましたので、私も、本当に前向きに進めていただきたいと思っております。住民の健康づくりへの取組として、大事なことは、インセンティブ、つまり、動機づけが考えられます。歩いたらポイントがたまる、健康診断を受けたらポイントがたまり、商品券と交換できるという動機づけであります。こういったものだと、町民の皆様も喜んで歩いていただけるのではないのでしょうか。健康づくりのために、ポイント事業、ポイント事業の導入の前向き、実施していただけるようにですね、よろしく願いいたします。もう前向きに検討していただいておりますので、どんなポイント事業になるのか、福智町がですね、独自のものを、とても楽しみにしております。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、うちのほうとしましてもこのポイント還元をどうしたらいいか、Q U Oカードの配布は贈呈がいいのか、保健指導を受けた場合にですね、この1,000円分のカードを贈呈しますとかいろいろ方法はあると思っておりますので、その分については皆様の利益になる皆様がこれなら歩いて回ろうとか、覚えていただけるような、取組していきたいというふうに考えて

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） ポイント事業の導入をすることで、健康に、健康寿命を延ばし、さらに医療費削減にもつながると思えます。福智町に、どういったポイント事業が導入されるかわかりませんが、楽しみにしております。

では、続いて次の質問とさせていただきます。よろしいですか。コロナ禍ということもあり、ほとんどの方が、葬儀場ではなく、家族葬として執り行われるケースが非常に多くなっております。亡くなる方が高齢なので、葬儀後の手続にこられる方も高齢の方が多く、煩雑な手続に困ったという声をよく耳にいたします。遺族が複数の窓口を回るのではなく、各部署の担当者が出向いて対応する仕組みにしてはいかがでしょうか、町長の見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町としてはこのおくやみコーナーという名称ではございませんで、おくやみ窓口という名称で考えております。行政DXの推進と合わせてですね、1か所の窓口で、多くの情報が入るような、本年度中に、導入に向けた計画を取りまとめて、得られるように今現在進めているところでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 実はこのおくやみコーナー、私は一般質問、2回目とさせていただいております。おくやみコーナーは、全国的にも少しずつふえてきております。隣の糸田町は早くから取り組んでいただいて、最近では、嘉麻市でも、遺族の負担軽減につなげたいと、実施をしています。これは、私が実際にヒアリングしたのですが、奥様を亡くされた80代の方が、手続に行かれたとき、何か所か課を回ったとき、葬儀が終わったばかりで、頭が真っ白になり、つらい思いをしたという話をされました。このような事例は少なくないと思います。せっかく1階には、ハイテクな受付も出来ております。このおくやみコーナーではなく、おくやみ窓口ですかね、の検討をさせていただいているということなどで、私もうれしく思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、では続いて、次の質問等させていただきます。今年の1月より、町民の足として、ふくーるバスが、福智町中を走っています。遠くからでもすぐ分かる、目立つ存在で、町内外からかわいいと、多くの方に評判のようです。利用した方も行きたいところに、手軽に行けるので利用しやすいという声も多く聞いています。今のままで、9月までは実施していくと思いますが、9月以降はどのようなになるのか、現時点で分かる範囲で教えていただきたいと思いますが、先ほど、高津議員の質問の中にも少し入っておりましたけれども、同じ回答で構わないんですが、お願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 10月以降も有償の方向ですが、運行を予定しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今福祉バスも5台走っておりますよね。福祉バスも検討に入るといふことでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この福祉バスについては今5台あって、場所によって巡回が違うというふうになってますけども、その本数についてはですね、検討材料として考えております。これ今現在ふくーるバスが普及したことにもよりますけども、社協のバスにつきましては、本数を減

らした中で、ふくーるバスに移行するのが一番いい案かなというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今後、高齢化や人口減少が著しく進む中で、医療設備の整った医療機関に行くため、バスを乗り継ぐことになっていきますが、高齢であったり、病気であったりすれば、それはまた困難かと思えます。日常生活の行動範囲が拡大し、住民サービスのため、町の境界を越える広域的な公共交通の必要性が増してくると思ひ、思ひます。タクシーを利用すれば、お金がかかります。広域化にするには、いろんな難しい問題が山積みだと思ひますが、町長は、この広域化に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この広域化に向けてふくーるバスをとというのは、今現在考えておりません。これは何かといいますと、公共機関として、平成筑豊鉄道、それと田川構内タクシーという公共的な機関もございます。その中で、やはりこの人たちの営業をとることが、非常に困難などであるというふうに考えておりますので、今現時点では、広域での運行は考えておりません。それと失礼いたしました先ほど社協のバスにつきましてははですね、10月より廃止というふうに決定していると聞いております。検討ですか。はい。廃止に向けて検討ということで、はい。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） これはコミュニティバスですが、嘉麻市が隣接する市町村をまたぎ、運行を開始しています。2018年より福岡県が利便性向上を目指し、運行主体の自治体の市町村に助成をしています。県内では、コミュニティバスの運行が231路線で、そのうち28路線が市町村をまたがって運行しています。今後を見据えて検討していただきたい、そのように思ひます。時代は急速に変化していきます。時に合った住民サービスを今後も、町長に期待していきたいと思ひます。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい、それでは午前中の一般質問これで終わります。

暫時休憩、午後は1時30分より再開いたします。

午前11時43分休憩

午後1時30分再開

○議長（皆川 高司君） 引き続きまして、再開します。

次は、田寄みゆり議員の一般質問を許可します。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、3番、田寄みゆりですよろしくお願いいたします。

さて、大きなまず1番の質問ですけれども、自衛隊への個人情報の提供について質問をいたします。5月11日の新聞に、全国で6割の自治体が、18歳、22歳の個人情報を自衛隊に提供

しているという記事が掲載されました。その自治体の中に、福智町も入っておりましたので、大変驚きました。まず、お尋ねいたします。この記事は本当なんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 事実であります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、提供されたのはいつでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 以前から進めております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 以前は閲覧でしたよね。提供はされてなかったと思うんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 以前は閲覧になっておりますけども、今現在は紙ベースでの提供ということでした。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、2番目の質問に移らせていただきます。これはどういった経過で提供になったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。これは福智町の個人情報条例及び住民基本台帳法第1条に基づいて、以前より請求を受け、自衛隊の情報提供を行っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 防衛省からの要請のようなことがあって要請文のようなものが来て、それに応じて提供したということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そうでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 恐らく、自衛官または候補生の募集事務に関する資料の提出についてというのが、自衛隊法の97条1項及び施行令120条になっておりますので、それに基づいて出されたんだと思いますけれども、同時にですね、地方自治法245条の4、その第1項に応じなくても不利益はないというふうに書かれております。要請文は名簿提出を強制するものだったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） うち個人情報条例及び住民基本台帳法第1条に基づいて提出している

ということでございます。強制というと、そういうもんじゃないと。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では、③の質問ですけれども、防衛省での情報の取扱いについてお尋ねをしたいと思います。自衛隊のほうはこの提供された情報を具体的にどう活用しているのか、町のほうでは把握されているでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 利用の仕方の目的の仕方については承知しておりません。これについては、新しい自衛官の募集に関しての資料として、向こうが、自衛隊のほうから要求をしているというふうに感じてます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、名簿に書かれている提供者からですね、質問や苦情が町に寄せられたりそれがトラブルになったというようなことはなかったでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在、自分は確認しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 不要になった、提供した名簿ですけれども、その処分について自衛隊はどうされているのかとかいうのは把握されていますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その廃棄についてまでは誓約書をもらいますけれども、その目的後の廃棄等については、それを焼却しているのか、シュレッダー等にかけてるのかというのは承知しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、④の質問に移ります。この情報提供はですね、本人に確認して行われたものでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 確認はしておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） それではですね、この提供を拒否できるということを、それぞれの方にお知らせはしているでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そこまでの確認を行っておりませんので返答のしようがございません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。拒否できるということは、町長御存じだったのでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。
- 町長（黒土 孝司君） 私は承知しておりません。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） ⑤の質問です。令和2年3月議会でこの自衛隊への名簿提出について質問をいたしました。このとき、町長はですね、何というふうにお答えになったか覚えていらっしゃるのでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。
- 町長（黒土 孝司君） 令和2年におきましては閲覧というふうに回答していると思いますが。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。令和2年3月のときは、今おっしゃったように、閲覧については今後も対応することがあると、自衛隊法で求められたらそれは仕方がないと。ただプライバシーが外に漏れることがないように配慮し、提供はできるだけ避けたいというふうにお答えになったと思います。考えがおかわりになったのはどうしてでしょうか。
- 議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。
- 町長（黒土 孝司君） 防衛省あたりとの情報提供の中で紙ベースでの提供を求められた分については、紙ベースでということが変わったことをございます。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） 紙ベースでと向こうが言ったから紙ベースで出したということではなくて、町長自身のお考えが変わったのはどうしてでしょうかとお尋ねしています。
- 議長（皆川 高司君） はい、町長。
- 町長（黒土 孝司君） これは自衛隊法住民基本台帳法、その中で地方公共団体では令和2年度中に通知するという中では、まだ、紙だの閲覧だのという明確な部分はありませんけども、それについてですね写しを提出することが可能であることを明確化し、というのは、住民基本台帳法が、防衛省からの求めに応じて変更されているということをございます。それに依じて変えております。
- 議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。
- 議員（3番 田寄みゆり君） はい。こういうふうな取扱いになったのは、安倍元総理が、各自治体が、自衛隊の募集について、提供に協力しないと、情報の名簿の提供に協力しないと、国会でおっしゃったことが、元になっていると。言われています、その元安倍総理が言ったことが、こういう引き金になったわけなんですけれども、自治体としてはやはり自治体の立場での対応をしていただきたかったなというふうに思います。では続けてすいません、議長、⑥でいいでしょ

うか。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（3番 田寄みゆり君） 市町村による目的外の利用や外部提供についての定めというのは、住民基本台帳11条にはないと思います。個人情報自衛隊に提供できる。根拠というのは、はっきりとあるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この住民基本台帳法11条については、国または地方公共団体の機関が、指定するとともにということになっておりますので、防衛省も国の機関であるということで11条に基づいて提供しているということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今、個人情報保護審査会は、この名簿提出に対してどういうふうな判断をされたんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その部分についてはまだ自分のほうは、申し訳ございません、承知しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 審査会が開かれていないということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そうでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。個人情報保護条例に基づき、情報が提供できるためには、1つ、災害対策基本法49条などの場合のように、法令等に定めがあるとき、2つ目に、個人情報保護審査会、審議会が公益上必要と認めるときと定められております。今、安法制のもとで、軍事の拡大がどんどん進んでいるこの状況の中で、この自衛隊への情報提供を町が進んで行うということは、問題ではないかと思えます。名簿の提供にはもちろん反対ですが、この名簿の提供に関しては、除外申請ができるということも、対象者の方にお知らせしていただきたいことです。4月から個人情報の取扱いが、今までの、個人情報の保護条例から個人情報保護法と、この前の3月議会で変わりました。そのときに私は、これは非常に危険なものであるというふうに、反対をいたしましたけれども、この新しい個人情報の保護法が出来たことによって、自衛隊からの要請がさらに強まる可能性があります。町民を守る最後のとりでが地方自治体です。自治体としての役割を全うしていただきたいとお伝えして、次の質問に移りたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、大きい2番の質問に移らせていただきます。マイナンバー改正法によるトラブルと健康保険証の廃止についてお尋ねをしたいと思います。町はマイナンバーカードの普及促進に対しては、国の求めに応じた対策を行ってきました。町長の施政方針でも、今後もカード取得を強化していくとしています。しかし、マイナンバーカードをめぐる誤った登録や、他人に情報が流出するなど、次々にトラブルが発生しております。①の質問ですが、今の状況、これに対して、町は、そのカードの作成、今後のことについてですね、どういうふうにとらえておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町としてやらなければならないことについては対応してまいりたい、というふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） カードの作成は町として必要なことというお考えですね。そういうふうにご検討して受け取っていいですね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、国の求めに応じていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。保険証がひも付けられたマイナンバーカードの誤登録では、別人の情報で、医療行為が行われる危険があり、命に関わる問題ですが、今、町ではですね、どれぐらいの人が保険証をマイナンバーカードにひもづけをされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この保険証のひもづけ等については自分はパーセンテージは承知はしておりません。これは担当課のほうで、分かる範囲でお答えしたいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長山本さん。

○税務住民課長（山本 一博君） はい、税務住民課の山本でございます。今おっしゃいました医療保険証のひもづけでございますが、町単位としては、どれだけひもつけしているかということ把握をすることが出来ない状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、②の質問ですが、町内の病院や医院の、このカード対応状況というのは今どうなっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これオンラインによる資格確認を行うということで顔認証付きのカードリーダーの設置を現在行っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、町長それは、町のほう診療所のことですかね。そのほかの病院のことは、お分かりになるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その他の分については、承知していません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。方城診療所でそういう対応をし、するということはもう、公の病院ですから、当然だと思えますけれども、私が心配するのはやはり、小さい病院、医院で、実際にどうされているのかと、まだ時間があるから、してるところもありしてないところもあると思えますけれども、その対応とても心配をするんですけれども、そのほかの小さい病院に対して調査をしたりとかすることがありますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 明確にはお答え出来ませんが、これについてはうちと同じように、顔認証付きのカードリーダーの設置というのを促していかなければならないというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では、今のところ現状は分からないけど、今後それを皆さんに広げていくということですね。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では③の質問です。もう一つ心配されるのが、長期入院の方や、それから施設に入所されてる方、高齢者のカード作成の状況なんですよね。これはどうなっているか、把握されているでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この寝たきりの高齢者等のマイナンバー交付、この分については代理人が手続を行えるように出来ないか、現在、検討をしている段階でございます、その先にはまだ進んでおりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） それは今の、町長のお答えは、町としてですが、国としてですか、町として。町。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 施設ではですね、カードや暗証番号の管理が大変大変という声を聞きます。例えば、1人の施設であれば、まだ誰か管理する人が、例えば今、町長おっしゃった

ように、代理人という方がいらっしゃるかもしれないんですけど、ひとり暮らしの方には、町からの支援というのはあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 代理人の、しているという部分については個人がやるものであって、うちのほうからこの人にしなさいとかいうことはございませんし、またそれが行き届くかどうかというのも、私のほうでは判断出来ません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） じゃ、④の質問ですけれども、国は、2024年の秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する法律を、今月6月2日に強行採決いたしました。マイナンバーカードの制度を十分理解出来ていない人や、今言いました施設入所者長期入院患者、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方など、本来最も医療を必要とする人たちが取り残され、無保険者になってしまうのではないかと危惧されます。これについては町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この健康保険証が廃止されることについては、私もう危険性があるというふうに判断しております。これについてですね、うちのほうからどうしなさいこうしなさいというのは申し上げられません。これは国が判断すべきことだというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、国が判断することではあると思うんですけれども、実際に困って、例えば病院にかかれなかったりとかするのは、町の方ですよ。だからやはりそこに、町の関与は必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのとおりの思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 取り残される方がないような対応をぜひお願いしたいというふうに思っております。

では、続けて5番の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） 5番の質問ですけれども、マイナンバーカードをつくっていない人、あるいは保険証をひも付けていない人に対しては、今後どういう対応になっていくのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） まだ健康保険証、ひも付けていない方、マイナンバーカードのですね、そういう方々には政府は、資格確認書というのを発行しております。それでの対応になるというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 資格確認書ですけど、これはもう1年ごとの更新となりますので、気をつけて、更新をしていかななくてはいけないというふうに思います。厚労省はですね、改定健康保険法の規定で、保険者が必要と認めるときは、本人の申請によらず、職権で交付できると答弁をしていました。マイナ保険証をつくれぬ人には、町ができる支援をですね、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのように考えていきたいとします。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今そのマイナンバーカードの登録などを、ひも付けとかそういうことはですね、住基ネットの照会で行われているそうですけれども、この住基ネットの照会では、1字1句同じでないとい一致せず、不一致が多発している状況です。厚労省自身が、今後も誤りが起こると認めています。体制が不十分なままでの保険証の廃止は、リスクが余りにも大き過ぎると思います。国民の不安を考えれば、一旦ここで立ち止まって、現在問題なく使われている保険証の継続を国に求めるべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私本人としてはこれを国にも訴えたい、いうふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ぜひ国に対して訴えていただけるようお願いして、この大きい2番の質問は終わります。

最後の質問ですけれども、大きい3番です。水と灯火の夕べの開催について伺います。2019年にこの取組が中止になりました。その後はコロナ感染のためずっと中止になっています。この5月8日に、コロナ感染症が5類となったため、町民の方からは今年はあるのかという問合せが何件ありました。①の質問ですけれども、2019年に中止となった理由は何だったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この中止になった理由としましては2019年、急遽6月にですね、町長選挙が実施されたことに伴い、議会や予算計上のタイミングがずれ込んだ関係で準備期間の無さから、中止しております。それ以降はコロナの影響による中止となっているところでございま

す。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 予算書などを見ると本年度も計画はされていませんでした。今年も、行わないということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今本町のシンボルイベントとして福智ファインドフェスタというのを位置づけ、この選択と周知を図ってきたところであります。本年度は民間による花火大会が10月に企画されていることもあり、開催しない方針と現在しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） もう一回いいですか、分からなかったのです。

○町長（黒土 孝司君） 福智ファインドフェスティバルに位置づけてイベントを一元化するというところでございますけれども、本年度につきましては、民間による花火大会が10月に企画されていることもあり、水と灯火の夕べの分の花火大会については開催しない方針としております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 2019年に中止になったときに、町民の皆さんへお知らせを出されています。そのお知らせの一番最後にですね、参加者が減少傾向にある本イベントを含む各種のイベントの在り方について、いま一度検討検証を行い、人の集まる、そして人を呼び込むイベントに向けて見直していきたいと考えておりますというふうに書かれております。現在その検討検証が行われているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課のほうより、報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。長野士郎さん。

○総務課長（長野 士郎君） はい、総務課の長野でございます。よろしくお願いたします。このイベントにつきましては、福智町総合計画第1期ですね、後期基本計画の中で、イベントの統廃合という、内容がございまして、それに沿って、検討してきたものというふうに認識をしております。先ほど町長言われましたように、福智ファインドフェスティバル、現在の福智スイーツ大茶会として開催しておりますが、これを町のシンボルイベントとして開催するという方針になったと、いうことでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。今、何番行きよるですかね。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今ね、④です。③です。はい、10月に花火を上げてくださる民間はどういう団体なんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 一般社団法人の文化芸術創造推進協議会、はい、でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 4番目の質問です。この水と灯火の夕べはですね、亡くなった方を供養する福智町にとっては大切なイベントというふうに書かれています。私も子供たちと楽しみにしていました。このイベントがなくなってしまうのはとても残念に思うんですけども、例えば、財政的な問題であれば、規模を少し小さくして行うとか、準備期間の問題であれば、時期をずらすなどとかして何とか計画出来ないのかなという、質問が最後の質問だったんですけども、もう、これについてはもう、取りやめということなんです。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 中止について等もございませぬけども、規模を縮小しての実施を含めてですが、今後の開催は考えておりませぬ。この福智ファインドフェスバルの中でスイーツ大茶会というのも行っておりますけども、その部分についても今見直しの段階でございまして、その見直しの一つでございませぬ。中止ということで考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（皆川 高司君） 次は、朝部壽議員の一般質問を許可します。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 9番、朝部でございます。皆さんお疲れさまです。今回は、3項目にわたってですかね、質問させていただきます。まずですね。今年の3月8日を迎え、合併をして17年経過した中でございませぬ。町民よりですね、皆さんも同じかもしれませぬが、合併してよかった等の話はですね、1度もお伺いしたことはございませぬ。ましてやですね、情報公開や発信についても、まだ町は乏しいと言わざるを得ない状況だと私は考えているところでございませぬ。そこで、まず1点目、各4年間を改めて振り返ると、黒土町長が町民に対して、所信表明等々、などで、情報公開や発信をしていくとの、答弁を繰り返ししていると思っておりますが、現在ですね、この件について、過去を踏まえてですね、どのように考えておられるのかですね、まずそれをお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私は一貫してこの情報発信等については、町の広報紙、そして、公式のホームページ等を中心に発信してまいりますということで言っております。これについての考えは変わることがないんですが、この町広報紙、この部分については、一部の方々に行き渡らないというのがございませぬので、やっぱり住民の公平性を考えたときに、全戸配布に努めていくべきだと、いうふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いつもの答弁と変わらんとするんですけど、広報紙、広報紙と言われますけどね。町民の思いや願い、つまり町民の目線です、行政主導ではなく、町民に分かりやすくこれ伝えていかないかとです。後で、今言われた広報紙については、質問いたしますけど、皆さんおかげ、ここにおられる皆さんは、町民のおかげで生計を立てられてるんだろうというふうに私は考えている。その点についてはいかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当然、議員の方々も、町民の代表であります。執行部についても、それに対する情報発信というのが、どういう形が一番いいのかということでもありますけども、やはり、町広報紙を読んでいただく、そして公式のホームページを見ていただくというのが、多くの町民の方々が情報発信ができる。いう考えでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは、2番目に移ります。コスモス診療所、それから赤池、方城、両支所の廃止についてですけどね。これ何回も町長に求めてきました。地元説明会等を開催せずに、廃止したことについて、今でもどのような考えを持ってるんですか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このコスモス診療所の民営化、統一化、それから赤池支所、方城支所の廃止、この分についてもコロナ全盛の時期でございまして、地元説明会を開催することは当然出来なかった。どういう形で発信するのがいいのかと考えたときに、やはり広報紙、皆さんが見る広報紙、この部分と公式ホームページを通じて情報発信し、厳しい状況の場面でありましたけども御理解をお願いしてきたところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 理解は得られてないと思いますよ。なぜかというとその広報紙は大事ですけど、行政主導だからですね、町民に行き渡ってないんですよ。こういうことをだから47名の要望も、行政に対して、黒土町長に対してですね、提出したところやないですか。これもかかわらず、納得できるような、回答は得られてない。現在も、こういうことはですね、先ほど言ったように、町民が一番ですよ、我々、今言ったように、ここにいられるのは、町民のおかげですもん、そう思いませんか。だからこれ、今後はですね、やはり改めていただいて、今の姿勢は、私は町民には行き届いてないと思う。また後で広報紙については質問しますけどね。いかがですかこれ、納得できるような形をですね、回答を今からでもいいですから、出してくださいよ。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しましては2年前よりもずっと質問を受けております。しかしながら広報紙による情報発信が、それをおかしいと感じるのもまたどうかな、いうふうには感じておりますし、議員様方もですね各議会の中で質問を受けた部分、それとかこういう施策についてはどうかとかいう部分も情報発信を、やっていただきたいというふうに考えておりますし、それが町民の代表である。議員であり町長の責任というふうに感じてますので、私は、広報紙の発信がまずいと、そういうふうには考えておりません。これはもう丁寧に説明する必要はあるというふうに感じておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 私がまずいとか言ってるわけじゃないですよ、そういうことじゃないんですが、津々浦々まで、あなたのこの思いが届いてないちゅうことを聞きたい。ほな広報紙広報紙と言われるけど、今、町内では、もう過半数ぐらいしか入ってないやないかなというふうに思うんですよね。そこで、3番目に行きますけど、先ほど言ったように町長が言ったように、この件についてはもう過去に何度となく質問していたところですが、今後については、町民に対してですね、公明正大に、分かりやすく、民意を反映させるべきではないですか。これも何度もあなたに問いかけてきたことなんですけど、いかがですか。思い直すお気持ちはありませんかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 広報紙を使うというのは、私の考えは変わりません。ただし、自分の情報発信という部分については、誤解を受ける部分がございます。この部分についてはですね、私の個人的な部分で、後援会あたりから、全戸に向けての情報発信とかいう方法もございます。その部分についても、今考えを持っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今回のですね、施政方針の中で、冒頭に、あなたはですね、その使命と責任の重さに身を引き締める思い、皆様の負託にこたえるべく、さらなる発展、に対して全力を尽くすと決意を表明されてるんですよね。そしたらこれに今私の質問に対してですよ、もう少しやはり町民に対して分かりやすく、今度それしないかんとやないですか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当然情報発信は確かな私の考えの伝達ということでありまして、この情報発信の仕方にもいろいろあると思います。対話による情報発信、これというのは、地元等でも、自分がやっておりますけども、選挙戦においてですね、自分の思いをつづった分を全戸配布させていただきました。こういう部分についても、引き続き、していきたいというふうには感

じます。これについてはどうということかといいますと、やはり政治とか町政に関心を持ってない方々にも知っていただくということで、この全戸配布という部分については私どもの考えで、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。次に行ってください。

○議員（9番 朝部 壽君） じゃあ、次行きましょうかね。もう1点あったんですが、所信表明の子育て支援、それから政策についてお伺いします。この件は、3月定例会の折にも、請願書を、提出されたことだろうと思いますけど、その後、取下げられた経緯、これは、なぜ取下げたかどうか、私は分かりませんが、今回、1,000人分ですね、署名を添えて、学校給食無償化についてお伺いいたします。まず1点目、今回の請願書については、去る5月12日に、所轄の総務委員会で、各議員の意見等も出された後ですね。残念ながら少数。賛成少数により否決となりました。この件について町長の見解をですね、今お伺い出来ますでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この小中学校の給食費の無償化については、私の施政方針の中にも、財源確保し、その実現に向けた取組をし、施策の中で、既に示しております。財源確保というのが一番大事なことなんですけども、その部分が用意が出来ましたら、年度途中ででも、この実施をしたいというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございますそのようにしていただければ本当にありがたいかなあとと思いますけど、総務委員会の中でですね、ある議員が、子供たちに何も罪のないのに、ただで飯を食わせるのかと、こういう発言が出たんですよ。ちょっと驚きました私も、滞納は滞納でありますよねそれはもちろん、今、弁護士を使って、法的な手段をとって、この滞納者に対しては、現在進めているんであろうというふうに思いますのでね、そういう話を、この総務委員会ですということもう本当びっくりしましたけど、もう少し子供たちのこの請願書ですからね、私は大人の世界より、子供たち、お子さんやお孫さんたちが、今からの未来の話ですから、ぜひぜひね、町長にはこれ、言われたとおり、いつからするのかちょっと分かりませんが、早くですね、していただいて、やはりこれ、子育て世代の一環ですからね、ぜひこれはやっていただきたいなあとというふうに考えてますけど、もう一度、よろしいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 無償化に向けては私は実施していきたいという考えを持ってますけども、この無償化に向けてはですね、やはり、世の中、いろんな意見がございます。その中にも、やはり自分が子供が食べる飯については、親が払うべきじゃないとか、そういう意見も多くあります。その中で、私はそれを振り切って財源確保し、取組を進めているということでございますの

で、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。ぜひですね、今の思いを町民にですね、いち早く伝えていただければ、町民も本当、黒土町長でよかったなあというふうに考えるかもしれませんので、ぜひ、実行していただきたいなあというふうに思います。2番目は、もうこれは、今、答えが出たと思いますので、やめておきます。

3番目に行きます。過去4年間、コロナ禍に見舞われ、日本経済は、赤字はかり知れぬ打撃を受けたと考えております。子育て世帯や非課税世帯の各家庭においても、生活困窮を強いられていることを鑑み、1日も早く実現してほしいと考えるのが、私の見解です。これはもう、2番と3番と同じですから、町長の答弁を、要りませんので、ぜひですね、今言ったように、1日も早く実行できるようにですね、お願いできればありがたいなと思います。議長いいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 続いて今回、確かな政策を提案し、実行するについて、このたびの町長選挙の直前に、福智町、町民の皆様へ、後援会、討議資料として、この黒土後援会事務所より、各家庭に配布された件について、お伺いいたします。まず、このチラシは、誰の問いに答えて制作されたものなのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは誰とは言いませんが、選挙運動期間中に、私に対する多くのチラシが出されております。そのチラシにこたえたものでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 分かりました。2番目、行きます。以前から公の場で説明してきた内容は、事実確認もなく、異なると。そういう内容で、広く伝えられていますと書かれています。この公の場でっているのは、どこの場所なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この議会の場でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） その中でですね、あなたが公の場、議会ももちろん公の場ですけど、何の公の説明をしてきたのか、いいですかこれ大事ですね。民生児童委員の総会において、選挙演説をしたと。その中に、名前は言いません。N氏。これ、選挙長ですよ、民生児童委員の会計をされてる方と思いますが、こんなところで選挙応援演説なんてして、これ公選法に引っかからんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その内容については私は関わってないんじゃないかというふうに思いますが。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） あのですね、確認をとって、こういう公の場で質問してるわけですよ。本当にしてないんですが、はっきり聞いている。あなたがこの総会において、選挙応援演説をしたんだ、多くの人が民生委員が聞いているやないですか。直接私は聞いている。虚偽の答弁したら大変ですよ、後が。いかがですか。

○町長（黒土 孝司君） 私は選挙の応援でお願いした気持ちはありません。で、私が言うような後援会の拡大に向けて頑張ってますという事で言ってますので、選挙違反に当たる答弁はした覚えはございません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。はい、次行ってください。もう3回してるじゃないですか。

○議員（9番 朝部 壽君） もう終わったですかね。はい。3番目、今年度から4月から、これ施政方針の中であつたんですが、保育料のですね、完全無料化を3月議会で決定したところですが、これ、確認のためですね、再確認のため、今実施されているのかどうか。いかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 保育料の完全無償化の件でよろしいですか。これは今年度の4月から実施しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 再確認のため、質問させていただきました。ありがとうございました。じゃあ、4番目行きますね。コスモス診療所を民間医療機関に誘致し、活用する方針を示されて、約1年経過しましたが、現在の進捗状況、どうなってるのか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） コスモス診療所の民間委託ということで24時間の訪問診療、これができる、クリニックが手を一次上げておりました。3月に向けて、3月にですね、これを公募しようとしたところ、このクリニックにおいてこれが経営するのちょっと厳しい部分があるということをお聞きして、この分については遠慮するという答えを聞いております。それで今現在ですねコスモス診療所におきましては、引き続きの公募型による医療、民間医療、その機関等を誘致したいと考えておりますので、もうじき準備が整います。この民間医療への公募、この部分について作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） まだ、それでは、結果は出てないということなんでしょうけど、

今からでもですね、これコスモス診療所は、赤池の住民にお伺いするとですね、せめて住民に対して説明会を開いてもらいたいと、今でも多くの赤池の町民の方がですね、考えてるみたいですよ。今まだはっきり決まってないなら、せめて赤池町民に対してですね、これやった方がいいじゃないですか、町長。もうそうしないと、これはもう1年も経過して、今言ったように、まだ何も出来てない、手つかずの状況であるわけですから、今からこういうのをやりますと、やっぱ住民に対して説明会をですね、私はして、それから取りかかっていくべきではなからうかと。そうすれば、町民はですね、納得すると思うんですけど、そういうふうにやっていただいたらどうでしょうかね。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは一貫して、私は言うておりますけども、広報紙等を通して、前触れを渡していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 何度言っても、そういうふうな気持ちは変わらないみたいですけどね、もう少し町民のことを考えるべきではなからうかと、個人的には考えますけどね。議長、5番目行きます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 赤池、方城両支所を昨年4月に、同規模の2倍以上の施設を抱えているということで、両支所を廃止したわけですが、今後の活用については、午前中の、答弁にもありましたけどね。どのように今からこれ活用していくのかですね、町民は本当、方城支所なんかは、15億円をかけて投じたわけですよ。それで、何かですね町民に使い勝手のいいとこいうんですかね、町民が納得するようですね、形をとっていただき、活用していただけたらありがたいかなあというふうな、私だけやないで、町民が多く、私に寄せられておりますが、どのように活用、今後する。つもりでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 赤池支所は合併後旧赤池庁舎を支所として活用してございましたけども、この庁舎は図書館歴史資料館としてリニューアルしたため、中央公民館の1階事務所に移転して、昨年まで利用してございました。昨年4月に方城支所を廃止した方城庁舎につきましては、現在、電算室と教育委員会が利用してございます。先ほどの高津議員や沼口議員の一般質問で回答しましたとおり、中央公民館のつきましては、耐用年数もないで、危険家屋であるということ、承知した中で解体することとし、方城庁舎につきましては、公民館として利用することも含め、検討するよう、教育委員会に指示したところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 先ほど言ったように、町民が納得するようなね、形で、再利用してほしいというふうに考えてますので、どうぞよろしく願いいたします。では、議長、6番、行きます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 金田本庁、裏のですね、増築工事について、当時20億円以上なのか費用はちょっと私も分かりませんが、建てる予定は予定であったのかなあというふうに思うんですけど。昨年6月定例会の私の質問の中でですね、答弁された経緯がありますが、物価、それから資材の高騰により、見合せとし、令和7年度までに計画をすることと、答弁をいただいたんですよね、私。ところが、このあなたが今回出している、この中にですね、凍結をしたんだということを書かれている。そんな凍結はいつされたんでしょうかね。私はそんな、答弁をいただいておりますけどね。いかがですか、この件について。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは確かに庁舎増築について、昨年の6月ぐらいから、これを見直しということで凍結をしたという経緯がございます。物価高騰の折、また資材の高騰によりということで、高額な金額をかけて、この庁舎も増築をする必要はないという判断のもとに、今現在は老朽化して早急な改善が必要とされてます。浄化槽、この部分について今、改築を行ったところでございます。以上でございます。

○議員（9番 朝部 壽君） 凍結はされてないですよ、議事録見て上が、私とあなたのやりとりを今言ったように、見合せをすると。そういう答弁をされたんですよ。という答弁にならんですかね、こういうことを言ったら。いいですかね、議長、次行きます。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（9番 朝部 壽君） 続いて公共工事の入札結果について、お伺いいたします。確かに、庁舎内の防災管理・管財課において公表はされていますが、ネット情報の削除を、今後も続けていくのかどうか、まずお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関して、先ほど、森野議員、高津議員にお答えいたしました。インターネット公表の体制が整い次第ということですが、これは町のホームページに載せますことから、その業者等にインターネット公表の体制が再度構築するように、その準備が出来たら、実施をいたしますということでお答えさせていただいております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。そのようにしていただいたらありがたいかな。なぜかという、やはり移動手段がない人たち、高齢者ですよ。こういう人たち

が、やっぱり公共工事はどんなもんが今出てるんだらうかとか、どういうことをするんだらうかということですね。やっぱ興味持ってるわけですから、一日も早くですね、前はネットで、ようしてたんですから、そんなに難しいもんかなというふうに思うんですけど、これ簡単には出来んのですか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 準備が必要でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 一日も早く準備を整えてですね、早く情報を開示していただけますよう、よろしく願いいたします。議長、8番目、行きます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） この件についてはですね、この通告書を出した後にですね、町民から、もう現在はもう、必要ないんだという形で、お答えいただきましたけど、一応、要望書が出されたのは確かなんですよ、これ。町長そうやったでしょ。要望書を出したということ聞いて聞いたんですけどね。現在もう、ちょうど、行政のほうで、ちょっと難しいんだというふうに、丁重にお断りされたということだったんですけど、もう少しですね、町民のやっぱ要望ですから、町民の耳に傾けて欲しかったかなあというのは、私の思いでございまして、こういうのは、要望書ですから、やっぱり、行政としても、課内であげられるんがいいんじゃないかなというふうに思いますけど、町長、これいかがですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 旧金田小学校の活用についての文書による要望書と金田中学校ですね、はい、それによる文書による公式な要望書等ということでございましたけども、これについて確認しましたが、要望書が出されておられません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 私はそういうふうにお伺いしてたんですね、それは。きちっとした要望書が出されてなかったんなら、それはそれで、私としては申し訳ないかなというふうに思います。議長続けていきますが、よろしいですかね。先ほどから、広報紙の話が出てますけど、毎月で配布されている広報紙についてお伺いします。この広報紙については、前ページ、カラー印刷でですね、すばらしいものだと思いますし、過去には総務省から表彰も受けた、ことを記憶しております。担当課職員についても、敬意を表したいと思います。1番目、この件については、過去に何度となく町長に質疑をしてまいりましたが、各行政区には、行政組長や行政区長がいるわけであり、誰よりも地域のことは一番分かってるし、理解もしているところですが、そこで、会員外の各家庭には、業者に委託をして、毎月140万をかけて配布する旨、発表されています

が、この思いに、現在も変わりはないのですか。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員に最初にお断りをさせていただきます。以前、毎月140万というのは私も発言をいたしました、よくよく見ますとこれは84万円の間違いであるというのを御理解いただきたいと思います。この140万というのはですね、広報紙のほかに県の広報、あらゆる方法を含めた最大限のときに140万という形でなりますので、今、修正した内容によりますと、毎月84万円でこれはすむということを前提に、この質問に答えていきたいというふうに考えております。まずこの広報の配布についてはですね、やはり以前は以前と言いますか、まだですけども、駐在員の方々にお願いをし、一部、広報を配ることによって幾らという形でお願いをしておりましてけども、これが駐在員の方の高齢化、もしくは後継者不足というのがかなり進んでおましてですね、実際の活動が出来なくなった区も出てきており、このようなケースが多くなってきておりますので、今までどおりの駐在員配布というのが難しくなった、いうのを御理解いただきたいと思いますというふうに思っています。そのために、まだ区に入っていない方々への広報紙の配布というのが課題として挙がっておりますけども、やはり情報発信というのが必要であるというふうに考えておりますので、月額84万円の試算ではございますけれども、この部分についても、広報紙の全戸配布というのが、御理解いただきたいと思いますというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今、高齢化はどこにも、高齢化が進んでるわけなんですけど、自分とこの行政区で言いますと、高齢化の方はもう組長避けて次の番に回ってるんですよ。それで、今言われた町長が言われた、過去、そういう形でやってたんですけど、今、それで行政組長はもう、そんなに高齢者がおると私は認識してませんけどね。こういうの140万は84万という形になったんでしょうけど、84万が12か月ではないですよ。今、町長が答弁されたように、何か月間は、何か月間っていうか、12か月の間に、3分の1が140万になるのかちょっと分かりませんがね。私はね、やっぱこういうのはね、無駄な税金と思うんです。業者に委託しないでも、各行政区には、何度も言うように、行政区長、区長あたりがおるし、もう本当に地元のご事情は、そういう方々が一番詳しいんですよ。だからね、これをお願いしてほしい。そういう無駄な税金を使うなら、いろんな子どもの世帯支援、これにですね、私は回してもらえば、町民から、あなたは称賛されると思いますけど、いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 今おっしゃったことは議員の考えということでこれは理解できる部分はございますけれども、全戸配布というのは、やはり今の世の中、避けて通れないというふうに考えております。やはり負担もかかってきますし、これを多く抱えている、行政組長の方々にお願い

てもですね、これはもう返したいとかいう意見も聞いております。そういう部分を調整した中で、やはり全戸配布というのは今後も続けていきたい、これからですね、続けていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） これ3回目ですか。はい。もう少し、町民のことを考えてほしいこういう、もう何度も何度もあなたに申し上げてきたんですけどね。だね、もう本当少子高齢化も分かるんですけど、やはり、町民のためになることをやはり行政のトップとして考えていただいて、私は無駄な税金と、本当に、要請に来てもらえば、もう必ず全戸には回るんですけどね。あなたの思いは変わらないんでしょうかね。

議長、続けていきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） コロナ禍において、区長会は4年間、空白のまま、今日まで、役員会及び各ブロック会議は行われていませんが、去る6月5日に、方城ブロックですけど、会議が行われてですね、今月22日には3町合同役員会が開かれるようになっております。そのあとに、27日にはですね、4年ぶり総会も開催される予定です。区長会も本格的に再スタートという形になるんですけど、これ4年間、あなたにはずっとこの件についても、早く区長会は、空白のまま、ほっとけないんで、早く開いていただくようになり、質問もしてまいりましたけど、この4年間、空白のまま、何か感じることはなかったです。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この区長会の必要性というのは重々感じております。早くこれはやっていただきたいということ等で私も伝えることは伝えましたが、これは区長会の中で、区長会を開催するという運営になっておりますので、私のほうの意見が届いてなかったちゅうのは、残念かなというふうに思います。今後ともこの区長会で定期的にですね、話をされまして、町の問題をいろいろと計上上げていただいて、それを審議するというのが一番大事なことだというふうに感じておりますので、今後に期待いただきたいと思います。4年ぶりの総会になりましたけども、この4年ぶりというのはコロナの影響でございまして、区長会開かれないうまでこの4年間が過ぎたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。何度も私もこれ言ったんですけど、コロナは、それは分かりますけど、ほかの行事が行われてきたんですけど、やっぱ区長会の、そんなむちゃくちゃ多人数じゃないですけどね、各ブロックでいえば、正直、4年間、空白のままではなく、いち早く再開して欲しかったというのが、各区長の、思いでありましたので、質問さ

せていただきました。

3番目行きますけど、この広報紙は、もう先ほどの話に戻りますけどね、1,680万の税金が使われるんだというふうに考えていましたので、84万という形で、減額にはなると思うんですけど、先ほど言ったように、大切な税金ですから、明日の未来を考えるならばですね、お子さんやお孫さんたちに、子育て支援に活用していただきたいと、注目を持ってるんですね、思い直していただければありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 子育てに使っていただきたいという貴重な意見、この分については私も同感思っております。今後とも、可能な限り、経費の負担を軽減するというのを前提においてですね、引き続き、この広報紙についての全戸配布については、御理解をいただきたい。いう考えでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。町民にですね、もういい方向に向かっていたいただければ本当にありがたいと思います。最後になりますけど、区長会が先ほど言ったように、行政の情報やいろいろなですね、問題の重責を各区長さんは担っておるわけですから、紹介も終わって、いろいろ行政に対してですね、今から要望書や陳情が出てくると思いますんで、その点は町長、よろしく願いをいたしましてですね。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。はい、お疲れさまです。

○議長（皆川 高司君） はい。ここで3時まで暫時休憩とします。

午後2時40分休憩

午後3時00分再開

○議長（皆川 高司君） はい。休憩に引き続き再開いたします。

次は、木村幸治議員の一般質問を許可します。はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 14番の木村です。前回に引き続き、まず、広報誌配布について、お伺いしたいと思います。先ほどの朝部議員とダブるところありますがけれども極力そういうところは省いていきたいと思っておりますけども、よろしく願いいたします。広報紙配布、民間委託に対し、業者委託ではなく、地域、各種団体に依頼は出来ないのかと再度尋ねたいと思っております。町は、各種補助金の見直しを行っているが、このような機会を利用して、各種団体に奨励金という名目で、支給出来ないのかというふうに思います。広報紙の配布が、当初4月とか5月と聞いていましたけれども、一向に民間委託が始まらないので、見直しを行ったのかなど、ちょっと期待も抱いたわけですがけれどもは、町長の施政方針演説方針では、7月か

ら民間業者に配布委託とのこと。若干気が抜けた思いを抱く次第でございます。1番目に、民間委託の予算は幾らかであるのかということでお尋ねしたいわけですが、先ほどの、月84万円でしたか、ということにありますけれども、1部当たり幾らの金額になるのかを変えた形で質問したいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件に関しましては、担当のほうより報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課長、木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 申し訳ございません。1部当たりの単価のほうははじいておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 私のほうで先ほどちょっと計算してみました。月84万ということで約8,000部をというような概算を出してわってみますと、105円当たりの単価になる、いうふうに思います。今まで各種、組長あたりが配布したいと思いますけれども、これについては無料配布を今までやってきたわけですが、そこら辺でやはり、1部100円なりの助成がね、仮に、配布者にあると、さっき高齢化と言いましたけれども、広報紙配るぐらいの、まで出来ないよ、高齢化をしてないというふうに私は理解します。やっぱりここら辺がもう少し、その費用を地元にとすようなことを考えるべきではないだろうかというふうに思います。その点についてどうでしょうかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおり、地元にとしたいという気持ちはございます。しかしながら高齢化、もしくはもうかなり厳しいという状況にあるという意見が大多数を数えて、大多数いただいてですね、やはり全戸配布にするには業者に委託しかないという苦渋の決断をしたところでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 2番目に、なぜ民間委託なのかという同じような質問の内容になりますけれども、それから、地域の組織団体はなぜ活用しないのかと。これ、業者というのは民間業者とはどういった業者を指すのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今民間委託業者で話をさせていただいておりますのが、郵便局、そしてクロネコヤマトと話をさせていただく中で、郵便局のほうはちょっと厳しいかなということの御意見を聞いております。クロネコヤマトであれば全戸配布はスムーズに行えるというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 郵便局もしくはクロネコヤマトっていう宅配業者ということですけども、先ほどの朝部議員にもありましたようにやはり地元とのつながりを絆をつくっていくためもしくは維持していくためにはやはり、組長、もしくは各種団体のね、組織にお任せするのが一番ベストじゃないかというふうに私は思います。もう少し再考できるならば改めて考え直していただきたいというふうに思います。

それから3番目に、一部地域では、組長に全世帯への配布を依頼されているところがあるというふうに聞いてます。こういったところも全部打ち切ってしまうんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この意見につきましては担当のほうから御報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（14番 木村 幸治君） はっきり私聞きとりませんでしたので、少しゆっくりお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課のほうより報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 総務課長、長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） はい、組長、区長会の担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。現在一部では行政区、未加入の方へも、広報紙を配布していただいておりますが、全行政区で同じような取組ができるかという、非常に厳しい状況であると考えております。また逆に、加入世帯の配布は現状のまま維持して、未加入世帯の配布のみを民間委託というようなことも、条件的に極めて厳しいというふうに考えております。必要な経費はかかってしまいますけども、広報紙をお届けするというのは、行政の重要な責務であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 今の総務課長の答弁でいくと、行政、自治会に加入者分の配布というふうに今、聞き取れたんですけども、私が聞いている話はもういわゆるその地域には、自治会組織がありません。その中において役場の職員の方から、配布をお願いしますということで、全世帯に配布されましたというより、お聞きして、現実にやっぱそういうところがあるわけですよね。だからやはりこういうのは、やっぱり事前にやっぱそういうのはフルに、やっぱり活用するべきではないだろうかというふうに思います。最後は行政が決めることですけれども、もう少し考えられたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。議長、続き、次に、よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） はい。次に田川地域のし尿処理施設、それからごみ焼却施設についてお伺いします。本年4月より、し尿処理の処理が田川市郡の広域での運用が始まっています。また、ごみの焼却場については、現在建設中と聞き及んでいますが、この2件について、田川市郡の住民からののは、現在の過去、東部、田川東部、それから下田川それから田川市と川崎との3つの施設で、今ごみの焼却は運営されてますけども、それぞれがやはり建設を行ってほもつたないんではないかというようなことは、発端から、田川市郡で一つでいいのではないかというような形で現在のよう形になったのであろうと思いますけども、ただ、1番目として田川広域運営組織になってどのような資金的なメリットが生まれたのか、まずお尋ねします。具体的な数値を示してほしいということ。それから、近年は、投資に多額の予算を投入しなければならないが、将来を見据えたメリットを示していただきたいというふうに思います。今し尿処理については施設合併するときには既に、東部のほうが建て替えの造成中でしたかね、それに持ってきて新しく田川市郡で統一ということで、市郡1市8町分のし尿を処理する施設に作り変えたというのが一つと、それから焼却場については工事がまだ決まってきましたね。今、322のバイパスのだったと思いますけども、そのほうの建設費に相当な費用の各自治体からの負担があるというので、当初はやはりメリットは余りにくいと思いますけども、しかし、ここに3つの組織が建設する費用に比べれば格安になるんだではないだろうかというふうに思いますけれども、将来的に見て、こういう広域になることよってのメリットをです、ちょっと具体的な数字で示していただければありがたいなというふうに思いますけども。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この部分についてはです、まだ完成しておりませんので、具体的な数字等の根拠は自分は持ち合わせておりませんが、今何で広域で行うようになったかと申しましたら、当初、3か所あるごみ焼却場、し尿処理場、その部分について改修のそれぞれが時期に来ております。それを改修するとなった場合、この予算的な財源の裏づけがいただけませんでした。全てが変更であることから、新規の申請じゃないということで、単独費で建設しなさいということで方針が示されておりましたけども、これは、広域では、1市6町1村の広域でやるとなった場合に、過疎事業債、この過疎債の適用を認めましょうということで、返事をいただきました。これについては今、1市6町1村が過疎地域として指定、指定されておりますので、この当初300億で進んだごみ焼却場ではございましたけども、その部分の7割がです、地方交付税からバックされる、これは非常に大きなグループということで、広域でみんなと一緒にやろうやないかと、そういうことで合同での建物の建設、そういうふうになったようでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 建設に至った経過っていうのはお聞きしました。でも建設するにあたってやはり運営的にもこういう料金で安くなるんだというふうな、多分試算があった上での合併だったんだらうと。そこら辺がちょっと答弁がなかったんですけども、それも当然あったんだらうと思います。次に2番目としてですね、今し尿施設が運営されていますけども、話を聞くところによりますと処理施設が非常に遠くて、今、大任町と添田町の境ですかね、のところにありますけども、非常に移動するのに時間がかかってる。汲み取りを依頼するのも、数日前に依頼をしないと、希望の日にはされないというような形で、町民の方も困るし、業者のほうも、なかなか経費がかさんで、大変だというふうに話を聞いております。この中で、合併の中で、そういう不便さを補うための施策っていうのも、当初いろいろな考えられていたみたいですけども、ちょ、中間的な、町同士やとか、そういった形は当初お話があったんではないかと思えますけども、そこら辺は、現在どうなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） し尿とごみに関してですね、途中でストックヤードを設けたらという話は、担当者レベル、首長レベルでもありましたけども、最終的に、そのストックヤードをつくるのには無理がある、経費がかかり過ぎることから、直接、そのし尿処理場、それとごみ処理場、そちらのほうに持っていくというのが原則として残った状態でございます。やはり、予約をしないといけない。もしくは作業効率を下がるのではないかと遠方から来る関係上ですね、そういう部分についても、やはり問題としては残っておりますが、これ、乗り切っていくかといけませんというふうには感じております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 3番目、もう答えが出てしまったみたいですけども、これに対する何か改善策は特別なんでしょうか。何か、組織を運営する事務局として何かないんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ改善策て言いますと、し尿処理、ごみ処理にしても、パッカー車とか、し尿処理車、その増設、あたりが必要になってくると思いますし、ロスなく運べて、処理ができるというのが一番効率がいいかなというふうに考えます。この問題につきましてはですね、広域の会議の中で、担当課長あたりから問題提起をしていただいて、その中で結論を出していくのがベストじゃないかというふうに感じておりますので承知いただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） できるだけそういうふうな町民それから業者についても、極力

効率的な運営ができるようなですね、何か対策が、いいものがあれば実行に移していただきたいなどというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、矢野博文議員の一般質問を許可します。

○議員（16番 矢野 博文君） ちょっと、矢野です。ちょっとあの一般質問に入る前に、今さっき朝部議員の時、議事進行って私は言いましたよね。あれ無視していいんですか、あれ動議なんですよ。専決動議なんですよ。あれは。

○議長（皆川 高司君） すいません、事務局から聞きました。今後、注意します。

○議員（16番 矢野 博文君） うん。そうせんとね、動議無視されたら、やっていけん。

○議長（皆川 高司君） はい、分かりました。はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 一般質問を始め、始めたいと思います。福智町と社会福祉法人の間の借地契約を質問したいと思います。土地賃貸借契約書があると思います。また、第2に地上権設定の契約書もあると思います。この土地賃貸借契約3条について、土地代は無償となっております。これは、福智町のか。福智町の土地を、6,000平米、一応貸しちよってですね、無償でちゅうことはあり得るんですかね。ちょっとそこんどこ、町長。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 無償でというのは若干無理があるというふうには感じておりますし、賃貸借契約を結んであるのであれば、無償にはならない。地上権のみの設定であれば、無償でしたんでしょうけども、賃借権の契約がされているのであれば無償ということはないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 地上権設定で契約しておるんですよ。それでこれ、第3条に対して、地代は無償とする。ほいで、遡って、平成11年8月1日、地上権設定という国か県かが提示したと思う。それから、賃借料は廃止しております。それが1年で、37万8,752円です。月にしたら3万1,600円です。この件に関してどう思い、思い、どんな考えでおりますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私がその当時に関わっておりませんので、価格が妥当かどうかというのは分かりませんが、その当時の賃借の契約が、その単価になったんじゃないか。それを契約をされているんじゃないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 町長はね、悪いけどね、そのときに関わってない、そういう言

葉が一番すかん。前もつての町長のしたことを全部引き継いで、町長になったわけですか。そう
でしょ。自分が納得いくような回答をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その当時の契約の単価が価格の単価だというふうに感じます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） ほんならですね、6,260平米、これを31万で一応1年間
借りているわけなんですよ。地上権っていうたら、町のもなんですよ。この上だけが地上権
なんですよ。分かります。ほいで、ここでごみを燃やしたりなんたり、年に何回もしたりあつた
りしたら多分圧力がかかる、土圧はね、で、一応前のね、管財の課長やったかね。一応、申告し
ました。一応返事はもらってありません。このままでずっとあと7年間で時効なんですよ。時効
で更新をするのかせんのか、一応地上権というたら30年が限度なんですよ。ほいでもう23年、
24年、かなんかたつちよんよ。んでそれを更新するかせんか。ちょっとそこんどこ、お答えく
ださい。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この契約に関しましてはこの年限が過ぎた後についても、さらに更新の
時期等は甲乙協議して、異議ないときはさらに継続するとなっております。この地上権以外の借
地面積についてですね、契約するんであればいいんですけども、その擁壁の横等が、今御指摘の
とおり、そこで、ごみを燃やす、擁壁に、擁壁の劣化が見れるんじゃないか、そうなって、土地
が壊れたときはどうするかってなった場合はそれは当然、その原因者に改善をお願いしないとい
けないというふうには感じておりますけども、特に異論がなければ、甲乙異議がないときには、
さらに継続するという、弁護士の答えもいただいているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね、借地権とちごてでですね、地上権っていうたら、
一応最長30年間で限度なんですよ。30年間で来たら、更地にして戻すとか、本当なんですよ。
また、これ更新するわけですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これを更新するというよりも、この土地に関しまして、社会福祉法人の
ほうにですね、売却の方向で話ができれば、それが一番いいかなというふうには感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね、いいですか。（「4回目やろうもん」と呼ぶ者あ
り）違う、違う案件きよかろうもん、いいよね。ねえ。議長がいいちいいよるきしょうがあるか。
いいですか。これ一ですね、一応法面が30センチの鉄板の板が、12枚、3メートルちょっと、

ブロック、斜めで49センチ10段、5メートルの石だん、1メートル、コンクリートの板状、コンクリート、擁壁には鉄筋が入っていると思いますが、あと、近くで熱を加えると、コンクリート擁壁は膨張するものではないですか。だから、私は、土地借用、土地賃貸契約の本文と、地上権設定の契約書の本文を提出を求めたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（10番 楠木 静則君） 動議を提出します。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（10番 楠木 静則君） 内容説明、いるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（10番 楠木 静則君） 事務検査に関する、議案上記の議案に別紙のとおり、会議規則第14条1項及び第2項規定により提出します。いいですかね。はい。事務検査に関する決議。地方自治法第98条1項に規定により、次のとおり、事務検査を行うものとする。検査事項、（1）福智町社会福祉法人朝日会の契約状況に関する事項、（2）土地借地契約事項、（3）地上権設定契約事項、（4）契約保証人事項。検査方法、（1）関係書類一切の提出を求める。（2）検査は、地方自治法第109条及び、委員会条例第5条の規定により、委員会5人を構成する特別委員会を設定し、これを付託して行う。検査権限、本会議に、1に掲げる事項の検査を行う、地方自治法98条1項に、権限を特別委員会に委任する。検査期間、委員会は検査終了まで検査を行うことができる。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。ただいま、矢野議員ほか1名楠木議員から発議第1号の事務検査に関する決議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。発議第1号の事務検査に関する決議を日程に追加し、追加日程1号として議題とすることについて採決します。この採決は表決システムにより採決します。この決議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに、賛成の方は賛成ボタンを、（「議長、ちょっとすいません、私も席に」と呼ぶ者あり）はい、はいどうぞ、すいません。はい、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、発議第1号の事務検査に関する決議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることは、可決されました。

暫時休憩します。

午後 3 時 31 分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開します。

矢野議員にお伺いしますが、一般質問は終わってよございます。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほいじゃ一般質問を終わります。

追加日程第 1. 発議第 1 号 事務検査に関する決議

○議長（皆川 高司君） 追加日程第 1 号、発議第 1 号事務検査に関する決議について議題とします。

提出者の説明を求めます。矢野議員どうぞ。

○議員（16 番 矢野 博文君） 矢野です。事務検査に関する決議、地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、次のとおり、事務の検査を行うものとする。記、1、検査事項、(1)福智町と社会福祉法人朝日会との間の契約状況に関する事項、(2)土地賃貸契約事項、(3)地上権設定契約事項、(4)契約保証人事項、2、検査方法、(1)関係書類の者への提出を求める。(2)検査は地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条の規定により、委員 5 人で構成する特別委員会を設置し、これに付託して行う。3、検査権限、本会議は、1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を特別委員会に委任する。4、検査期間、委員会は検査が終了するまで検査を行うことができる。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございました。提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより、事務検査に関する決議を採決します。この採決は表決システムにより採決します。この決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。事務検査に関する決議は可決されました。

はい、ここで暫時休憩します。

午後 3 時49分休憩

午後 4 時02分再開

○議長（皆川 高司君） 再開いたします。

休憩中に、土地活用特別委員会委員の選出並びに正副委員長の互選が行われましたので、事務局に発表させます。事務局どうぞ。

○議会事務局長（森 めぐみ君） 事務局より発表いたします。土地活用特別委員会の委員選出並びに委員長が決定しましたので、お知らせします。土地活用委員長、矢野博文委員長、副委員長、楠木副委員長、委員、浦田委員、森野委員、橋本委員の5人で構成されます。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（皆川 高司君） 以上、5名で構成する土地活用特別委員会を設置し、ただいま発表したとおり、決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい。異議なしと認めます。あとは事務局に説明させます。

○議会事務局長（森 めぐみ君） すいません。事務局からお知らせします。なお、この土地活用特別委員会の日程につきましては、また後日、開始時間、場所について、事務局から報告いたしたいと思いますので、委員になられた方は、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、以上で、本日の日程は全て終了しました。

皆様にお諮りします。明日、20日に予定していた一般質問も終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とすることに決定しました。明日は午前9時より開催いたしますので、御参集ください。

会議を閉じます。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時05分散会

議事日程 (第3号)

令和5年6月20日 午前8時56分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第39号 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第44号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願について
- 日程第10 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第11 議案第45号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第46号 福智町副町長の選任について
- 日程第13 土地活用特別委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会

・産業建設常任委員会

- 日程第3 議案第39号 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第44号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願について
- 日程第10 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第11 議案第45号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第46号 福智町副町長の選任について
- 日程第13 土地活用特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（18名）

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 靜則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 森 めぐみ 係長 野見山秀嗣
書記 松井 健太

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	教 育 長	朝部 英晴
会計管理者兼出納室長	森野 道正	総務課長	長野 士郎
まちづくり総合政策課長	木村貴代美	税務住民課長	山本 一博
高齢障がい福祉課長	八代 賢一	人権推進課長	福高 教晃
健康子育て支援課長	小松 卓美	建設課長	竹下 靖
農政課長	白石 輝彦	住宅課長	前川 司
診療所事務長	守田裕一郎	学校教育課長	田中 智和
生涯学習課長	澤井 秀孝	防災管理・管財課長	若林 友克

午前8時56分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。少し、時間が早いようですが、ただいまより始めたいと思います。

まず最初に、田寄議員より発言のお願いが入っていますので、これを許可します。田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） おはようございます。まず、6月13日放映されました給食費無償化についてのテレビ報道の中で、森局長の写真が許可なく使われたことに対して、こちらの不手際があったということでおわびをしたいと思います。申し訳ありませんでした。もう1回言いますね。6月13日放映されました給食費無償化についてのテレビの報道の中で、森局長の写真が許可なく使われたことに対して、こちらに不手際があったことをおわびしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、ただいまより令和5年第2回定例会本会議第3日の会議を開きます。

本日は、議員全員出席しています。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。

町長、挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めまして、おはようございます。本会議初日で上程しました議案第39号から議案第44号までの6議案につきまして、各常任委員会において慎重審議をしていただき、本日最終日を迎えることが出来ました。上程いたしました6議案につきまして、討論して

いただき、御承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、本日、追加議案といたしまして、議案第45号福智町教育委員会委員の任命について、そして、議案第46号福智町副町長の選任についての2議案を上程いたします。追加の2議案につきましても慎重審議の上、御同意くださいますよう、よろしくお願ひします。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、7番、小松議員、8番、木戸議員を指名します。

日程第2. 各常任委員会委員長報告

○議長（皆川 高司君） 日程第2、各常任委員会報告を議題とします。

まずは、総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい、どうぞ。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。

御手元に配付してあります報告書の1ページから4ページです。

6月12日、議会委員会室にて、総務文教委員会を開催いたしました。

今定例会で当委員会に付託された案件は、議案4件、請願1件、陳情1件です。

慎重に審議した結果、請願第1号については、不採択、それ以外の議案、陳情は全て可決、採択すべきものと決定しました。

学校給食費の無償化を求める請願については、町長の施政方針にあるので、請願は必要ない等の反対意見があり、採決をとったところ、賛成少数で不採択となりました。

委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので、御参照願ひします。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○厚生常任委員長（矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。御手元に配付してあります報告書の5ページから7ページです。

6月13日、議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催しました。

今定例会で当委員会に付託された案件は、議案3件です。

慎重に審議をした結果、全て可決すべきものと決定しました。

委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照願ひします。

以上で、厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、次は、産業建設常任委員会報告を日比生委員長。はい、日比生委員長。

○産業建設常任委員長（日比生洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。

御手元に配付されています報告書の８ページから１０ページです。

６月１４日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。

本定例会で当委員会に付託された案件は、議案１件です。

慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定いたしました。

委員会の主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照ください。

以上で、産業建設常任委員会を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会報告を終わります。

日程第３．議案第３９号 　こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第３、議案第３９号こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案は表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認めて、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第40号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第40号福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告とおり可決されました。

日程第5. 議案第41号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第41号福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第42号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第42号令和5年度福智町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、議案第42号福智町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論いたします。

まず、シルバータクシー利用助成金による通院の支援、敬老祝い商品券の交付による生活の支援などの高齢者の支援、そして、施設園芸農家への燃料費の価格高騰の対策、補助金、それから酪農業者への飼料の高騰化対策補助金などは、福智町で暮らす対象者の方々に安心と希望を贈るものになっていると思います。この点ではこの決議を高く評価したいと思います。しかし、地方創生臨時交付金8,700万円のうち、直接の町民支援に使われたのは、7,500万円です。以前にもお伝えをしたと思いますが、非正規雇用で働く人やひとり暮らしの方、70歳未満の人方の中には、課税主体であっても、少ない給与や年金で苦しい生活をしておられる方がいます。この方たちにも何らかの支援が必要だったのではないのでしょうか。全ての町民が、町は私たちのことを忘れていない、私たちのために努力をしてくれていると思ってもらえることが大切だと思います。また、令和5年度予算191億円のうち、借金である地方債が19億円で、1割を占めることも気になります。お尋ねしたところ町は、この地方債は借金であるけれども、7割はいずれ交付金として処理されるので問題はないとおっしゃいました。しかしその残った3割、これがやはり借金になると思います。この地方債を充てにしての公共事業が増やされていることは、本当に問題がないことなのでしょう。最後になりますが、今トラブル続きで不信感が高まっているマイナンバーカードに関する予算が、歳入歳出ともに入っていますので、これにも反対をいたします。このカードが生活や生命にも影響する状況になっているにもかかわらず、国の言うままに普及を進めてよいのか、もう一度考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第43号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に

ついて

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第43号令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第44号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第44号令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、このたびの請願書に疑問を感じておりますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず1つ目ですが、全国8割の自治体で、子育て支援策の一部として、小中学校の給食費無償化や一部補助が、実施されていますとあります。8割といたら、全国には自治体数が1,718市町村ございます。1,400以上の自治体が無償化をし、始めているということになりますので、この数字はどこから来たのか疑問に思います。そして、2つ目、憲法26条2項には、義務教育にはこれを無償とするとあります。2項では、義務教育はこれを無償としていますけれども、ここで、無償とされる範囲が問題となります。学説上、1、授業料無償説、2、一切無償説などがありますが、26条2項の無償とは、授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとし、授業料無償説を採用しています。よって、学用品や給食費は無償の範囲に含まれていません。そして、明確な財源も示されていません。私は、3月末に、物価高騰対策として、各自治体に地方創生臨時交付金が支援されました。その際に、3月31日に、この明確な財源をもとに、町長に要望書を提出させていただきました。その中に、給食費の補助を行うことと要望しております。このように、請願書には曖昧な点が多いことから、私は反対とさせていただきます。以上です。

○議長（皆川 高司君） ほかに討論ありませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、学校給食の無償化を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

給食費を無償化へという願いは、非正規雇用やシングルマザーの増加などで、子どもの貧困が広がる中、せめて子どもたちには給食を心配せずに食べてほしい、そしてみんなで子育てを応援しよう、少子化対策の一環として検討されるようになりました。物価高騰の中で、子育てを頑張っているお父さんお母さんから、福智町でも無償になったらいいねという言葉が出て、運動が広がって、今回の請願になりました。先日の総務文教委員会では、給食費の滞納をどうするのか、まず、滞納問題を解決すべきではないか、財源はどうするのか。町でも検討中なので、請願は必要ないなどという意見が否定的な意見が多く出され否決となりました。しかし、給食費の滞納は、大人の問題であり、子どもたちの問題ではありません。給食費滞納を大きな問題と考えるなら、その隅に置かれた子どもたちの状況にこそ、心を砕くべきではないでしょうか。議員の皆さんが問題と考えている保護者のもとで、きちんと必要な食事がとれているのでしょうか。健康状態に問題はないのでしょうか。教室で肩身の狭い思いをしているのではないのでしょうか。自分自身を肯定できる場所がきちんと確保されているのでしょうか。子どもたちのことこそ、話し合うべきだと考えます。請願者であるママたちが望んでいるのは、まず、子どもたちが安全で栄養豊かな

給食をみんなで楽しく安心して食べられる環境をつくろうということではないでしょうか。そして、お米や野菜を作って届けてくれる農家の方を初め、給食の食材を届けてくれる方、そして、それを作ってくれる給食の方々、そんな大勢の人たちに感謝する心を育てていくということではないでしょうか。栄養の低下は、体だけではなく、心にも大きく影響します。福智町の子どもたちが体も心も健やかに育つことを願っての請願であるはずだと思います。安過ぎる賃金に高い教育費、物価の高騰により、大人たちも苦しい生活を強いられています。経済格差の広がり、子どもたちにとっても大切な食生活や教育環境にまで格差を広げています。だからこそ、福智町にとって大切な子どもたちを、福智町みんなで育てていく、このことが一番大事ではないでしょうか。議員の皆さん初め、町長や教育長にも、そのための給食費無償化を応援していただきたいと思って、賛成討論いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。はい、楠木議員。

○議員（10番 楠木 静則君） 取りあえず、私は反対です。とにかく、子どもに良い食材を食べさせるには、親がその分払って、子どもに与えてやる、その分だけの給食費を、食材のための給食費ですから、良い食材を食べさせるには、やっぱ親が金を払う。ただし無償化になれば、ただならね、それに対して、子どもに栄養分だけあればいいんやから、安い食材を食べさせるしかないんやから。そういうことを親は願っていると思いません。子どもに対して、そいき、とにかく、ただちゅうのは、無償というのは駄目ですな、少しでも、やっぱ町から負担をしてもらおうと、半分でもいいから、今5,000円払うやつを、せめて、負担を3,000円ぐらいにしてもらって、町に2,000円負担してもらおうとか、そういうことなら、私は賛成ですけど、全部無償化というのは子どもに食材を与えるので、無償とか、それはないです。以上です。はい。

○議長（皆川 高司君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。原案に賛成の方は賛成ボタンを、原案に反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

反対多数。よって、本案は不採択されました。

日程第10. 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の

採択を求める陳情書について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について議題とします。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、原案を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違えはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

ただいま採択されました陳情の事務処理については、議長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、事務処理については、議長一任と決定いたしました。

日程第11. 議案第45号 福智町教育委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第45号福智町教育委員会委員の任命について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第45号につきましては、福智町教育委員会委員の任命についてでございます。内容としましては、高津加乃子氏の後任として田中多賀子氏を教育委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、令和5年6月28日より4年間でございます。履歴等は、次のページに記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

慎重審議の上、ご同意でございますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、次の議案の議案に入る前に竹下建設課長の退席をお願いします。

〔建設課長 竹下 靖君 退席〕

日程第12. 議案第46号 福智町副町長の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第46号福智町副町長の選任について議題とします。

提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第46号につきましては、福智町副町長の選任についてでございます。福智町の行政運営の円滑化を図るため、地方自治法第162条の規定に基づき、副町長に、竹下靖氏を選任するものです。任期は、令和5年6月21日より4年間としております。経歴等は次のページに記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

慎重審議の上、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔建設課長 竹下 靖君 着席〕

日程第13. 土地活用特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、土地活用特別委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

会議規則第74条の規定により、土地活用特別委員会委員長より、御手元にお配りしました。申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（皆川 高司君） 以上で、本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、これをもちまして、令和5年第2回福智町議会定例会を閉会します。

竹下課長、自席で挨拶してください、どうぞ。

○建設課長（竹下 靖君） 一言御挨拶申し上げます。このたび、私の副町長の選任に当たりまして御同意いただき、誠にありがとうございます。御承知のとおり、現在福智町が抱えている課題というのは非常に多様で、待ったなしにやらなければならない課題もたくさんございます。そういった重責を、町長のもと、サポートをしていけるのか不安もございますが、この席を受けて、これからは職員と一丸となって邁進していかなければならないという思いであります。議員各位におかれましては、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（皆川 高司君） はい、それではお疲れさんでした。

午前9時28分閉会
